

官報

號外 昭和二十一年九月二十八日

○第九十回 衆議院議事速記録第四十七號

昭和二十一年九月二十七日(金曜日)
午後二時三十分開議

議事日程 第四十六號

昭和二十一年九月二十六日
午後一時開議

第一 貿易資金特別會計法案(政府提出) 第一讀會

第二 林業會法案(政府提出) 第一讀會

第三 蠶絲業法の一部を改正する法律案(森幸太郎君外四名提出)

第四 科學技術の振興に關する決議案(磯崎貞序君外十三名提出)

〔朗讀ヲ省略シタ報告〕
一、去二十三日貴族院ニ於テ本院カラ送付ノ次ノ本院提出案ヲ可決シタ旨、同院カラ通牒ヲ受領シタ

地方競馬法案
一、政府カラ提出サレタ議案ハ次ノ通りデアル

貿易資金特別會計法案
〔以上九月二十日提出〕
一、議員カラ提出サレタ質問主意書ハ次ノ通りデアル

東北農民に對する不法彈壓と人權蹂躪等に關する質問主意書
提出者 大澤喜代一君
〔以上九月二十五日提出〕

官報號外 昭和二十一年九月二十八日 衆議院議事速記録第四十七號 議長ノ報告

一、去二十一日吉田内閣總理大臣カラ次ノ通り發令ガアツタ旨ノ通牒ヲ受領シタ
内閣事務官 伊藤 佐
第九十回帝國議會政府委員被仰付
石炭廳長官 菅 禮之助
第九十回帝國議會商工省所管事務政府委員被仰付
一、去二十一日議長ニ於テ次ノ委員ヲ選定シタ

青年禁酒法案(林平馬君外十一名提出) 出委員
神田 博君 木村 義雄君
竹内 茂代君 富田 久吉君
苦米地英俊君 中野 寅吉君
廣川 弘禪君 淵田長一郎君
本多 花子君 天野 久君
稻本 早苗君 北村德太郎君
古賀喜太郎君 菅原 エン君
山下 春江君 澤田 金次郎君
奥村又十郎君 澤田 金次郎君
杉本 勝次君 長谷川 保君
松本 淳造君 川野 芳滿君
駒井 藤平君 二階堂 進君
井出一太郎君 井上 超君
伊藤 實雄君

農民組合法案(野溝勝君外三名提出) 委員
江崎 眞澄君 加藤 宗平君
木村 公平君 杉田 一郎君
田中 善内君 三浦寅之助君
横田 清藏君 若林 義孝君

荒木 武行君 川崎 秀二君
五坪 茂雄君 佐伯 忠義君
寺島隆太郎君 原 健三郎君
吉田 安君 稻村 順三君
叶 凸君 菊地養之輔君
田中 健吉君 田中 松月君
田方 廣文君 太田鐵太郎君
河野 金昇君 原尻 東君
伊藤幸太郎君 久芳庄二郎君
和崎 ハル君

蠶絲業法の一部を改正する法律案(森幸太郎君外四名提出) 委員
飯田三郎君 近藤 鶴代君
田中 実司君 塚田十一郎君
松浦 東介君 三ツ林幸三君
大久保傳藏君 瀧澤 濱吉君
仲川房次郎君 日比野民平君
宮澤 才吉君 榊原 千代君
林 虎雄君 松澤 一君
武藤運十郎君 香川 兼吉君
米倉 龍也君 小川 一平君

一、去二十一日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ
臨時物資需給調整法案(政府提出) 委員
辭任小坂善太郎君 補増井慶太郎君
辭任小坂善太郎君 補關松浦 龍君
外一件委員
辭任藥師神岩太郎君 補關松浦 龍君
一、去二十三日吉田内閣總理大臣カラ次ノ通り發令ガアツタ旨ノ通牒ヲ受領シタ

北海道廳長官 増田甲子七

第九十回帝國議會内務省所管事務政府委員被仰付
一、去二十三日衆議院規則第十五條但書ニ依リ議長ニ於テ議席ヲ次ノ通り變更シタ
一三 池村平太郎君
四五 大島 多藏君

一、去二十三日委員長理事互選ノ結果次ノ通り當選シタ
蠶絲業法の一部を改正する法律案(森幸太郎君外四名提出) 委員
理事 田中 実司君 富澤 才吉君
林 虎雄君

一、去二十三日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ
臨時物資需給調整法案(政府提出) 委員
辭任石原 登君 補關東 隆君
辭任大宮伍三郎君 補關川野 芳滿君
辭任三木 武夫君 補關駒井 藤平君
青年禁酒法案(林平馬君外十一名提出) 委員
辭任駒井 藤平君 補關林 平馬君
辭任井上 超君 補關吉田 セイ君
辭任伊藤 實雄君 補關和崎 ハル君
農民組合法案(野溝勝君外三名提出) 委員
辭任和崎 ハル君 補關伊藤 實雄君
一、去二十五日委員長理事互選ノ結果次ノ通り當選シタ
青年禁酒法案(林平馬君外十一名提出) 委員
委員長 中野 寅吉君
理事 神田 博君 竹内 茂代君

古賀喜太郎君 奥村又十郎君
農民組合法案(野溝勝君外三名提出) 委員長 加藤 宗平君
理事 江崎 眞澄君 木村 公平君
荒木 武行君 菊地養之輔君
一、去二十五日特別委員理事補關選舉ノ結果次ノ通り當選シタ
臨時物資需給調整法案(政府提出) 委員
理事 川野 芳滿君(理事石原登君去二十三日委員辭任ニ付其ノ補關)
電氣事業法の一部を改正する法律案(政府提出、貴族院送付) 外一件委員 理事 田中源三郎君(理事補關佐民君去二十五日委員辭任ニ付其ノ補關)
一、去二十五日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ
自動車交通事業法の一部を改正する法律案(政府提出) 委員
辭任川島 金次君 補關吉川 兼光君
林業會法案(政府提出) 委員
辭任的場金右衛門君 補關米倉 龍也君
辭任坪井 龜藏君 補關香川 兼吉君
臨時物資需給調整法案(政府提出) 委員
辭任鈴木周次郎君 補關早稻田柳石エ門君
辭任田村 定一君 補關澤田 金次郎君
電氣事業法の一部を改正する法律案(政府提出、貴族院送付) 外一件委員 辭任綿貫 佐民君 補關田中源三郎君
一、昨二十六日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ
食糧緊急措置令(承諾を求める件) 委員
辭任高倉 輝君 補關志賀 義雄君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

自農創設特別措置法案(政府提出)
外一件委員

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際大宮伍三郎君提出日本文化再建に關する緊急質問ヲ許可セラレンコトヲ望ミマス

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際大宮伍三郎君提出日本文化再建に關する緊急質問ヲ許可セラレンコトヲ望ミマス

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際大宮伍三郎君提出日本文化再建に關する緊急質問ヲ許可セラレンコトヲ望ミマス

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際大宮伍三郎君提出日本文化再建に關する緊急質問ヲ許可セラレンコトヲ望ミマス

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際大宮伍三郎君提出日本文化再建に關する緊急質問ヲ許可セラレンコトヲ望ミマス

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際大宮伍三郎君提出日本文化再建に關する緊急質問ヲ許可セラレンコトヲ望ミマス

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際大宮伍三郎君提出日本文化再建に關する緊急質問ヲ許可セラレンコトヲ望ミマス

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際大宮伍三郎君提出日本文化再建に關する緊急質問ヲ許可セラレンコトヲ望ミマス

「パン」ノミニ生クルニアラズ、危急ニ際シテ寧ロ永遠ノ對策ヲ樹立スルコトヲ、焦眉ノ念デハナイカト存ズルノデアリマス(拍手)現在我が國民大衆ガ最も熱烈ニ要求、希望致シテ居ル所ノモノハ、我が國ノ獨立ノ回復デゴザイマス、獨立ノ内容ト形體ヲ決定致スベキ講和會議ノ開催コソハ、萬民ノ齊シク待望致シテ居ル所デゴザイマス(拍手)

吉田内閣總理大臣ハ、講和會議ノ開催意外ニ近キニアリト言明ヲ致サレマシタノデ、多クノ希望ハソコニ繫ガレテ居ルト思フデアリマス、而シテ私共ハ極メテ率直ニ申シマス、此ノ講和會議ガ我が日本ニ於テ開催セラレンコトヲ熱望致スモノデゴザイマス、而シテ我々ハ我が國ニ於テ開催セラレデアラウコトノ期待ヲ持ツモノデアリマス、數多クノ聯合國ノ人々ガ我が國ニ參リマシテ、強烈ナル爆撃、燒夷攻撃、原子爆彈ニ打チシガレタル焦土ノ中カラ、雄々シクモ起チ上リツ、アル所ノ我が國ノ國民ノ狀態ヲ、親シク觀察サレンコトヲ希望致スデアリマス(拍手)此ノ我が國ノ國民ガ起チ上リツツアルノハ、文化的デアリ、平和的デアリ、文化的ニシテ平和的ニ起チ上リツ、アル狀態ヲ、親シク萬國ノ人々ガ觀察サレンコトヲ望ムデアリマス、

國破レテ山河アリ、山河ノ形スラ變ヘシメタル所ノ大イナル戰禍ノ中ニアリマシテ、其ノ中カラ起チ上リシトスル所ニ、我が日本ノ眞ノ姿ガアルト考ヘルデアリマス(拍手)此ノ姿コソハ、文化的ナモノデアリ、平和的ナモノデアリマシテ、其ノ文化、平和ノ復興ノ中心トナルベキモノハ、長キ傳統ニ依ツテ鍛ヘラレ、古キ歴史ニ依ツテ守シ

レタル我が日本ノ文化デナケレバナラナイト考ヘルデアリマス(拍手)文化ノ中心ハ、或ハ美術デアリ、工藝デアリ、繪畫デアリ、建築デアリマス、世界ニ類ヒナキ能ヤ歌舞伎ヤ文樂ノ如キ古典藝術マデガ、世界ニ誇ルベキモノナリト考ヘルデアリマス、私共ハ是等ノ日本獨特ナル美シキ文化ガ、今日モ尙ホ保存セラレ、懸花ヲ開カントスル狀態ヲ、萬國ノ人々ニ見テ貰フ爲ニ、日本ニ於テ講和會議ノ開催コトヲ熱望スルモノデアリマシテ、總理大臣ハ、講和會議ガ我が國ニ於テ開催コトヲ對シテ、如何ナル見透シヲ持ツテ居ラレカ、又如何ナル御努力ヲ拂ツテ居ラレカ、是ガ實現セラレタル場合ニ於テ、來朝シタル人々ニ對シマシテ、日本ガ文化國家デアルト云フコトヲ認識セシメル爲ニ、諸般ノ施設ヲ如何ニナサレツ、アリヤト云フコトニ對シテ、御答ヲ致シタイデアリマス、

「ギリシヤ」「ローマ」ガ滅ビマシテ二千年、今尙ホ「ギリシヤ」ノ彫刻ハ世界ニ比類ナキモノデアリ、「ローマ」ノ「ポンペイ」ノ廢墟ノ中ノ壁畫ハ、世界ニ其ノ比ヲ見ザルモノデアリ、漢民族ノ偉大サハ、今日出土スル其ノ作品ヤ、樂浪ノ文化ニモ見ラレルデアリマス、六朝ニハ六朝ノ文字アリ、唐ニハ唐ニハ彩ノ初メ、優秀ナル陶磁器アリ、宋ノ徽宗皇帝ノ花鳥畫ハ、我が小林古徑ト何レゾヤ、南宋ノ牧谿ノ水墨畫ハ、我が横山大觀ト何レゾヤ、世界ニ於テ最も古ク、最も偉大ナル木造建築物ハ、奈良ノ東大寺ヤ五重塔デアリマシテ、二月堂ヤ法隆寺ニ納メラレタル天平、白鳳ノ佛像ノ初メトシテ、正倉院ノ古美術ノ如キハ世界ニ類ヒナキモノデアッテ、是等ノ古キ寶庫デア

ル所ノ、千年ノ都、京都ヤ奈良ヤ鎌倉ヲ、爆撃ノ破壞ヨリ免レシメタル所ノ米國ノ空軍ニ對シテ、其ノ寛容ト正義ニ感謝スルモノデアリマス(拍手)此ノ正義ト寛容ニ報イヘル爲ニ、如何ナル措置ヲ總理大臣ハ御考ヘニサツタデアリマセウカ、私共ハ此ノ不朽ナル生命ヲ持ツ藝術ヲ以テ、日本ヲ再建復興セシムベシ、少クトモ文化ノ點ニ於キマシテハ、日本ハ尙ホ一等國ノ面目ヲ維持シツ、アリト考ヘルデアリマス、此ノ爲ニ我が國ニ於テ最も要請セラレルモノハ、近代美術館デアリマス、近代博物館デアリマス、今現ニ東京都内ニ於キマシテモ、之ニ相應シキ殘存ノ適當ナル建物ガアルデアリマス、又新シキ憲法ニ依ツテ考慮セラレベキ皇室財産ノ中ニ、皇室博物館ガゴザイマス、之ニ對シテ如何ナル處置ヲ考慮セラレツ、アルデアリマセウカ、又現下ノ問題ト致シマシテ、國寶、重要美術品、保護建築物ナドガ、新聞獲得ノ爲ニ闇ニ流レ、又ハ財産稅逃避ノ目的ニ供セラレツ、アル事實ヲ見マス時、是等ノ法規ヲ改廢シテ、私有財産的、私的觀念カラ、公共人類ノモノデアルト云フ風ニ考ヘラル、ヤウニ、法規ヲ改正セラレ、ノ意思ガ文部大臣ニオアリデアラウカト云フコトヲ伺ヒタイデアリマス

又是等ノ物ニ對スル財産稅ヲ免除スル意思アリヤ、其ノ點ニ付キマシテ大藏大臣ノ御考ヘヲ御伺ヒ致シタイデアリマス、元來美術ハ端のニ申シマシテ、無カラ有リ生シ出スモノデアリマシテ、明治維新ノ財政ヲ救ヒタルモノハ日本ノ古美術デアリマス、日本ハ此ノ傳統ノ美ヲ守ルト共ニ、門戸ヲ世界ニ開キマシテ、新シキ美ヲ世界ニ求メ、

サウシテ貿易ヲ再開ノ曉ニハ、之ヲ以テ海外進出ノ先驅タラシメタイト思フデアリマス、是ガ爲ニハ、基礎ノアル、寧ロ國立美術研究所並ニ工藝研究所ノ設置ヲ提唱致シタイデアリマス、又現在行ハレテ居リマス所ノ官設展覽會ハ、之ヲ廢止シテ、豫算僅カニ數萬圓シカ持タザル文部省ガ官營のニ展覽會ヲ經營スル日展ヲ廢止シテ、民間ノ手ニ委ネテ、民主的經營トナスベキコトヲ提唱致シタイト思フデアリマス(拍手)

是等ノ造形美術ノミナラズ、古典藝術ニ至ツテハ、更ニ多クノ保護ヲ要スベキモノアリト考ヘマス、過日文部省ガ行ハレマシタ藝術祭ニ於キマシテハ、四百五十萬圓ノ稅ヲ課セラレテ、折角ノ計畫ガ有終ノ美ヲ濟サナカツタト云フ事實ガアリマスルガ、我々ハ此ノ際國立劇場ヲ建テ、藝能研究機關ヲ設置スベキコトヲ、文部當局ニ提唱致シタイデアリマス

更ニ文藝、音楽、出版、雜誌、新聞並ニ放送、是等ノモノハ、戰時中歪メラレタル一元統制ニ依ツテ、今日ソレハ開放セラレタリト雖モ、新シイ文化國家ヲ建設スベキ熱情ニ缺クル所アリ、寧ロ反動ノ反動トモ見ルベキモノ少カラザル狀態デアリマス、我々ハ之ヲ先進國ニ學ビ、門戸ヲ開放シテ、廣ク萬國ノ「レベル」ニマデ之ヲ推進メテ、本當ノ文化國家ニ高メタイト思フデアリマス(拍手)是ガ爲ニハ、内閣總理大臣ニ於カレマシテ、經濟安定本部ニモ比スベキ文化建設本部ノ如キ大機關ノ設置ヲ考慮セラレンコトヲ望ミタイ、之ニ對スル總理大臣ノ御所見ヲ伺ヒタイデアリマス、此ノ文化建設本部ノ下ニ、以上申上ゲマシタヤウナ

凡ユル分野ニ互ル文化面ヲ指導、育
成、助長スル爲ニ、文部省ニ一ツノ文
化院ノ如キ機關ヲ設ケテ、學校教育、
社會教育ト共ニ三位一體トナシテ、寧
ロ文部省ヲシテ文教省ノ如キ性格ヲ帶
ビシメルト云フコトモ、考慮セラレテ
可ナリト考ヘルノデアリマス(拍手)戰
争ヲ抛棄シテ軍備ナキ國ガ起チ上ルニ
ハ、道ハ唯一筋、文化國家アルノミデ
アリマス、戰時豫算ノ數十分ノ一、戰
争軍備豫算ノ數十分ノ一ヲ以テ足レリ
トスル文化ニ對シテ、總理大臣ハ大英
斷ヲ以テ豫算ノ措置ヲ講ゼラレンコト
ヲ希望致シマシテ、私ノ質問ヲ終ル次
第デアリマス(拍手)

〔國務大臣田中耕太郎君登壇〕

○國務大臣(田中耕太郎君) 文化ハ國
民ノ精神の糧食トモ申スベキモノデゴ
ザイマシテ、憲法改正案ニ、公共ノ福祉
ノ増進ト云ツテ居リマス、其ノ中ニ於
テ、文化ノ向上ガ最も重要ナモノノ一
ツヲ占メ居ルコトハ、疑ヒガナイノデ
アリマス、我が日本民族ノ歴史の遺産
デアリマス所ノ傳統的文化ノ保存、保
護、又育成、更ニソレヲ一層社會民衆ニ
親シ易イモノト致シマスコトハ、今
後文化日本トシテ立ツテ行キマス上ニ
於テ、非常ニ必要ナ、又緊急ナコトデア
ルト云フコトヲ、政府ニ於キマシテモ痛
感致シテ居ル次第デアリマス、今後ノ
文部行政ノ行キ方ト致シマシテハ、先
程御質問ノ中ニアリマシタヤウニ、學
校教育及社會教育ト共ニ、藝術、文
化ノ管理、保護、育成ト云フコトニ大
イニ力ヲ注ガナケレバナラスノデアリ
マス、今日ニ於キマシテハ、傳統文化
ノ事務ハ、僅カニ社會教育局ノ一課
ノ、其ノ又一部分ニ望ミシテ居ルヤウ
ナ情ナイ狀態デアリマシテ、文部省ト

致シマシテハ、先程御示唆ニアリマシ
タヤウニ、文化院ト云フヤウナ大規模
ナ機關ヲ設置スルノガ適當デハナイカ
ト考ヘマシテ、研究ヲ進メテ居ル次第
デゴザイマス、尙ホ内閣直屬ノ文化建
設本部ト云フコトニ付キマシテハ、十
分研究シナケレバナライコトダト存
ジテ居リマス
尙ホ國寶保存法ハ、昭和四年ニ制定
致シマシタモノデアリマシテ、現在ノ
情勢ニ鑑ミマシテ完璧ノモノデハナイ
ノデ、再檢討ノ必要ガアルコトヲ考
ヘテ居リマス、帝室博物館ノ將來ニ付
キマシテモ、目下立案ヲ急イデ居ル次
第デゴザイマス

要シマスルニ、講和會議ガ我が國ニ
於テ開カレマス否トニ拘ラズ、國際
的、人類のノ見地カラ見マシタ所ノ日
本文化ノ遺産ヲ保存シ、且ツ成果ヲ發
揮スルコトハ、政府ト致シマシテ最善
ノ努力ヲ致シ、御質疑ノ趣旨ニ副ヒタ
イト存ジテ居ル次第デアリマス、之ヲ
以テ私ノ答辭ヲ終リマス(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) 講和會議ガ日
本國內ニ於テ開カル、ヤウニシタイト
云フ御希望ハ御尤モデアリマスガ、今
日何處ノ土地ニ於テ日本ニ關スル講和
會議ガ開カル、カト云フコトハ、聯合
國ニ於テハマダ決定致シテ居ラヌト私
ハ思ヒマス、又決定スル場合ニハ、其
ノ前後ノ事情及ビ聯合國內ニ於ケル協
議ニ依ツテ決定スルノデアリマシテ、
今日私ニ於テドウト云フ見透シガアル
カト言ヘバ、今日ノ所ハマダ見透シノ
出來ル時期ニ達シテ居ラナイノデアリ
マス、其ノ他ノ問題ニ付テハ只今文部
大臣カラ御答ヘガアツタ通りデアリマ
ス(拍手)

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊
急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際小
柳富太郎君提出、引揚同胞援護ニ關ス
ル緊急質問ヲ許可セラレンコトヲ望ミ
マス
○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御
異議アリマセウカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ
マス、政府ハ此ノ議事日程變更ニ同意
セラレマシタ、仍テ日程ハ變更セラレ
マシタ、引揚同胞援護對策ニ關する緊
急質問ヲ許可致シマス、提出者小柳
富太郎君

引揚同胞援護對策ニ關する緊急質問
(小柳富太郎君提出)

○小柳富太郎君 去ル六月二十九日、
衆議院ハ、各派共同提案ニナル外地在
留同胞引揚ノ促進並ニ外地引揚者、復員
者救済ニ關スル決議案ヲ上程、滿場一
致ヲ以テ可決サレマシタコトハ、マダ
我々ノ記憶ニ新ナル所デアリマス、
其ノ際各派交々御立チニナツテ特ニ強
調サレマシタコトハ、此ノ決議ガ、從
來慣例のニ行ハレ來ツタ單ナル「ゼス
チニア」トシテノ決議ニ終ルコトナ
ク、殘留者、引揚者、是等ノ家族一千
萬同胞ノ起死回生ノ叫ビヲ結集シタル
モノトシテ、政府ノ深キ理解ヲ含メ
テ、速カニ而モ積極的ニ萬全ノ對策ヲ
要求シタモノデアリマス、之ニ對シテ
總理大臣ヲ初メ關係各大臣ヨリ、其ノ
目的達成ノ爲メ最善ノ努力ト方途ヲ講
ゼラル、旨、力強キ御言明ガアリ、異
境萬里ニアル肉身ノ安否ヲ氣遣ヒ、日
夜苦慮スル留守道家族、並ニ身一ツト
ナツテ祖國ニ引揚ゲ、飢餓ト窮乏ニ喘

イデ居ル數百萬ノ同胞ニ一縷ノ光明ト
希望ヲ與ヘ、又本決議案ニ賛意ヲ表シ
タル我々モ、政府ノ眞誠ナル施策ノ實
現ニ大ナル期待ヲ懸ケテ參ツタモノデ
アリマス、然ルニ決議ニ對スル政府ノ
力強キ言明ヲ拜承シテ既ニ九十日、其
ノ間ニ於テ政府ハ如何ナル努力ト如何
ナル施策ヲ以テ對處シテ來ラレタカ、
國家再建ノ爲ニ、事ハ極メテ重大デア
リマスガ故ニ、私ハ僭越ナガラ各黨ヲ
代表致シマシテ、電ネテ茲ニ吉田内閣
總理大臣、幣原國務大臣、其ノ他關係
各閣僚ニ對シ、極メテ重要ナル事項ニ
付キ愚見ヲ述ベテ質問ヲ致シ、更ニ政
府ノ猛省ト、積極果敢ナル處置對策ヲ
促サントスルモノデアリマス(拍手)

ソレニ付キマシテモ我々ガ冷靜ニ思
ヒヲ致サナケレバナライコトハ、終
戰當時ヲ顧ミマスル時、日本ノ實狀ハ
大部分ノ海上輸送力ヲ消耗シ、聯合軍
ノ好意ニ繼ルトシテモ、東亞全地域ニ
散在セル陸海將兵ノ復員ト、在外同胞
引揚ノ完了ハ、洵ニ前途遠シナルモノ
アリト想像サレ、留守家族ハ勿論、國
民齊シク焦慮、歎息ノ日ヲ送ツタノデ
アリマス、然ルニ「ソ」聯管理地區ヲ除
キ九〇%ニ及ブ大量ノ復員ガ達成サ
レ、更ニ最近ノ關係筋ノ發表ニ依リマ
スレバ米軍ノ占領地域タル沖繩、比
島、南西諸島及ビ太平洋諸島ニ於ケル
殘留者ハ、再び引揚ガ再開セラレ、具
體的配船モ發表サレルトナリ、本
年中ニ全部其ノ復員ヲ完了スル目途ガ
付クニ至リマシタコトハ、是等ノ關係
家族ハ勿論、全國民ニ極メテ明ルイ希
望ヲ與ヘルモノデアリ御同慶ニ堪ヘナ
イモノデアリマス(拍手)更ニ過日總司
令部ノ「ハウエル」大佐ノ談話ニ依リマ
スレバ、在滿邦人ノ集結狀況モ極メテ

良好デ、近ク一日一萬五千名位ヅ、胡
蘆島ヨリ送り出セルコトナルベシト
ノ情報ガアツタ旨申サレ、尙ホ引揚者
アル限り、此ノ冬中モ引揚ヲ續行サレ
ルヤトノ當方ノ質問ニ對シテハ、引續
キ行フ積リデアル、既ニ碎氷船二隻ヲ
同港ニ派遣スルヤウ手配濟ナル旨發表
サレタ由デアリマスコトハ、是レ亦感
激ヲ禁ジ得ナイ所デアリマス、是等一
聯ノ事項ニ付キ光明ヲ得マシタコト
ハ、聯合軍、殊ニ「マッカーサー」司令
部當局ノ、正義人道ニ基キ世界平和建
設ノ高キ理想ト、敗戰日本ノ再建ニ深
キ理解ト同情ヲ寄セラレタル結果デア
ルコトヲ確信スルモノデアリ、物心兩
面ニ互ツテ今日マデ賜ツタル、言ヒ知
レナイ其ノ同情ト、限りナキ好意ニ對
シテ、茲ニ衆議院ハ全國民ノ名ニ於テ、
衷心ヨリ謹ンテ感謝感激ノ意ヲ表明ス
ルモノデアリマス(拍手)併セテ政府ノ
所見ヲ開陳セラレンコトヲ望ミマス

次ニ電ネテ總理並ニ幣原國務大臣ニ
御伺ヒ申シゲタイコトハ、此ノ復員ノ
諸君ハ決シテ自ら好シデ殘留シタ者デ
ナク、謂ハバ先發者ノ身代リトシテ殘
ラザルヲ得ナカツタノデアリマス、南
方方面ノ如キハ、優先的ニ復員ヲ許可
スル旨ヲ日本軍ノ指揮官ヨリ含メラレ
テ、一日モ早く歸リタイ人情カラ、占
領勞務ニ馳セザレタ者ガ相當アリ、
而モソレ等ノ人ガ結果ニ於テ最後
マデ取殘サレテ居ルト云フ、洵ニ氣ノ
毒ナ人達ガ多數ヲ占メテ居ルト聞キ及
ンデ居リマス、最後マデ南溟ノ孤島、
「シベリヤ」ノ曠野ニ、連絡其ノ他ノ要
務ニ挺身シ、或ハ極メテ困難ナル條件
下ニ、占領軍ノ勞働ニ從軍シツ、アル
者、實ニ是等ノ人達ハ、敗戰日本ノ勞
苦ヲ一身ニ引受ケテ居ルト云ツテモ過

言デハアリマセヌ(拍手)我々が祖國ニ
アツテ、食糧ノ不足ヤ住宅難ヲ仰ツコ
トサヘ、是等ノ人ニ對シテハ申譯ナイコ
トト存ジマス、此ノ點ニ付キ當局ハ眞
劍ニ考慮ヲ拂ハレ、留守家族ノ勞苦ト
心境ニモ十分思ヒヲ致サレ、格段ノ善
處策ヲ講ゼラレンコトヲ要望致シマス
(拍手)

次ニ第三點トシテハ、引揚者ノ更生
策及ビ之ニ關聯シテ在外資産、持歸リ
預貯金等ニ對スル處置ニ對シテ、此ノ
際政府ノ態度ヲ明確ニ示サレタイコト
デアリマス、冒頭ニ強調致シタイコト
ハ、政府竝ニ大衆ノ、引揚者ニ對スル
再認識ヲ強調致シタイノデアリマス、
引揚者ノ苦痛ト怨嗟ノ聲ハ、全國カラ
引キモ切ラズ速日押掛ケテ來ル陳情
ヤ、或ハ路傍ニ彷徨見ル影モナキ個々
ノ姿ニ依ツテ、大臣各位モ十分御承知
ノ筈デアリマス、而モ十分ニ其ノ實情
ヲ把握シ、深キ理解ト同情ヲ有セラル
ル政府デアラナラバ、其ノ對策ノ餘リ
ニ冷淡デアリ、不徹底ナルコトヲ茲ニ
指摘セザルヲ得ナイノデアリマス、敗
戰ニ依ツテ内地在住者ガ想像以上ノ慘
禍ヲ被ラレシコトモ、又戰死者ノ遺
家族、未亡人等ガ、一家ノ支柱
ヲ失ツテ如何ニ悲慘ナル境遇ニ
突落サレタカト云フコトモ、引
揚者ト雖モ十分ニ之ヲ認識シテ
居ルノデアリマス、茲ニ於テ仔細ニ檢
討シテ見ルナラバ、引揚者ガ自己ノ苦
悶ヲ慰ヘル前ニ、先ヅ同情ヲ禁得ナ
イ幾多ノ悲慘ナル事例ハ、枚舉ニ遑ナ
キ程デアリマス、併シ總括的ニ、統計
的ニ論ズルナラバ、ヤハリ引揚者ハ内
地住民ニ比ベテ、共ニ同日ニ語ルベカ
ラザル程深刻ヲ極メ、所謂祖國ノ懷ロ
ニ居タ者ヨリモ、外地、即チ當時ノ祖國

ノ最前線ニ居タ者ガ遙カニ冷遇サレ、
差別扱ヒサレテ居ルコトハ、嚴然タル
事實デアリマス、今更申上ゲルマデモ
ナク、彼等ノ中ニハ、親子二代、三代、
四十年、五十年ノ久シキニ亙リ、能ク
國策ノ忠實ナル實踐者トシテ、風俗、
習慣、風土、氣候等ノ相違、其ノ他凡
ソル困難ヲ能ク克服シテ、營々トシテ
彼ノ地ニ心血ヲ注イデ來タ者ハ、決シテ
少クアリマセヌ、然ルニ一度敗戰トナ
ルヤ、土地ト云ハズ、住宅ト云ハズ、
家財、什器ト云ハズ、預金ト云ハズ、
現金ト云ハズ、アリト凡ソ其ノ資財ハ悉
ク失ヒ、親子妻孥ガ死別又ハ生別、流
浪漂泊、漸クニシテ虎口ヲ逃レ祖國
ニ迎リ著イタ者モ、已レノ姿ヲ振返ル
時、洵ニ孤獨惘然ノ憐ニベキ境地ニ迫
詰メラレタノデアアル、而モ多年故山ヲ
後ニシテ居タ者程、親戚知友ノ縁リモ
薄ク、再起ノ圖ヲウシモ、何等ノ身寄
リ、地盤モナク、職ヲ探サズニモ、殆
ド頼ルベキ手蔓ガナイト云フ始末デア
リマス、彼等ハ自ラ求メテ祖國ニ歸ッ
タノデハナイ、而モ一度歸郷ノ外ナシ
ト決スルヤ、祖國再建ノ烈々タル決意
ヲ固メテ歸ツタノデアアル(拍手)曾テ祖
國ノ繁榮ノ爲ニ、祖國ノ最前線ニ立ッ
テ身命ヲ挺シテ來タ彼等ハ、異境ニ屍
ヲ曝シタ無數ノ同胞ヲ後ニシテ、祖國
ノ懷ロニ歸ル以上、如何ナル艱苦、如
何ナル障礙ヲモ能ク之ヲ克服シタシ、
祖國ノ眞ニ典型的な平和國家タラシ
メ、世界恆久ノ文化確立ニ寄與貢獻セ
ントスル不退縮ノ決意ト信念ニ燃エ
テ、憧レノ祖國ニ歸ツテ來タノデアリ
マス(拍手)併シナガラ祖國ニ踞ルタル
足ヲ踏ミシメタ彼等ノ感想ヲ率直ニ言
ハシムレバ、祖國ノ彼等ニ遇スル途ハ、
祖國ノ子トスルニアラズシテ、恰モ一

介ノ居候トシ、若シクハ放浪兒トスル
ニ外ナラナイ、固ヨリ内地ニ居タ我々
モ、連日激シイ空爆ノ猛炎ニ迫ハレ
テ、夥シキ死傷者ヲ出シ、其サニ戰爭
ノ慘禍ヲ味ハサレタコトハ、オ互ヒニ
生々シイ體驗ヲ持ツモノデアリマス
ガ、彼等外地ニ居タ者ノ受ケタ戰禍ハ、
爆撃ニ依ツテ生命ヲ奪ハレタ者ハ少イ
ケレドモ、暴力ニ依ツテ、或ハ飢エト
寒サニ依ツテ次々ト生命ヲ奪ハレ、又
現ニ奪ハレツ、アル生々シイ事實ガ如
何ニ多イカ、生活スルコトガ出來ナイ
着イタ者デ、生活スルコトガ出來ナイ
爲ニ泥棒ヲシテ、福岡縣筑後川ノ邊リ
デ、父ノナイ母子七人ノ引揚者ガ投水
自殺ヲ遂ゲタコトハ、今カラ二週間前
ノコトデアリマス、又數日前ニハ、直
グ近所ノ吉祥寺デ、同じ引揚者ノ親子
四人ガ鐵道自殺ノ圖ツテ居リマス、是
等ノ社會事象ハ序ノ口デアリマス、諸
君、國內在住ノ勞働者、勤務者、農民
ハ、大部分ハ勞働組合ヲ持テ、農民組
合ガアリ、職ヲ持テ、耕作權ヲ有シテ
居リマス、而シテ彼等ハ、法的ニ認メ
ラレタル政治力ト團結權ニ物言ハセ
テ、待遇ノ改善ヲ要求シ、之ヲ貫徹シ得
ルノデアリマス、ソレハ又當然ノコト
カモ知レナイ、然ルニ引揚者ノ大部分
ハ、第一ニ職ヲ持タナイ、住ムベキ家モ
ナイ、耕スベキ一坪ノ土地モナイノデ
アリマス、況ヤ政治力モ爭議權モアラ
ウ筈ガナイ、彼等ガ自暴自棄トナリ、
激烈ナル言辭ヲ弄スルコトニ對シテ、
之ヲ敬遠シ排斥スルコトハ、恰モ食ヲ
與ヘズシテ泣キ叫ブ幼兒ヲ、戸外ニ抛
リ出ス無慈悲ニ等シク、我ガ子ニ對ス
ル愛情ヲ持ッ人デアラナラバ、寧ロ溫
カイ思ヒヤリト包容力ヲ以テ接スルコ
トコソ、政治ノ要諦デアリ、國民平等ノ

福祉ヲ圖ル爲政者ノ執ルベキ態度デア
ルト私ハ信ジマス(拍手)
今ヤ引揚者ニ對スル折衝、對策ニ漫
然タル時日ヲ空費スルコトガアルナラ
バ、過日政府ガ努力ト誠意ヲ以テ解決
セラレタ國鐵ヤ海員組合ノ「ゼネスト」
ノ發生トハ、性格コソ違ヘ、優ルトモ
劣ラザル社會問題、政治問題ガ發生セ
ザルヤ私ハ眞ニ憂慮スルモノデアリ
マス、引揚者對策トシテ、生活保護法
ト、庶民金庫ノ小口貸付ト、官僚的ナ
物資ノ配給ノミデ事足レリト考ヘラレ
ルナラバ、其ノ御苦心ハ認メマスル
ガ、ソレデハ絕對ニ治マリマセヌ、又
左様ナコトデ、戰爭犠牲ノ國民平等化
ガドウシテ達成サレマセウ、宜シク大
所高所ニ御立チニナツテ、一、引揚者
ニ對スル金融措置ノ問題、二、住宅問
題、三、援護機關ノ民主的統一ト擴充
四、引揚者ノ事業ト經濟統制團體ト
調整、五、生活保護法其ノ他ノ施策ノ
末端マデノ徹底化、其ノ他案件ハ山程
アリマスガ、主トシテ以上ノ五大問題
ヲ中心ニ、今直チニ具體策ヲ樹立シ
テ、而モ其ノ具體策ヲ直チニ實行シ移
スベク、最善ノ御努力ヲ要請スルモノ
デアリマス(拍手)勿論政府ニ於テ熱意
ト誠意ヲ御示シ下サルナラバ、我々モ
政府ニ劣ラザル熱意ヲ以テ、與フ限リ
ノ御協力ヲ惜シムモノデアリマセヌ
(拍手)生活保護法、庶民金庫、小口貸
付、物資ノ配給等ニ關シテハ、是マデ
十分承ツテ居リマスガ故ニ、只今指
摘致シマシタ重要ナ諸點ニ付キ、厚生
大臣、大藏大臣ノ親切ニシテ明快ナル
御答辯ヲ御願ヒ致シマス

最後ニ一言政府ヲ警告シテ置キ
タイコトガアリマス、總理大臣ノ施政
方針ニモアリマシタ通り、敗戰日本ノ
再建ハ、如何ニ理想的ナ強力政府ガ出
來テモ、政府ガ官僚ノ力ノミデハ不可
能デアル、盛リ上ル國民ノ支持ト協力
ヲ得ルニアラズンバ、施策ノ徹底ヲ期
セラレザルコト勿論デアリマス、特ニ
引揚者ニ對スル問題ハ、國民政治デナ
ケレバナリマセヌ、政府ハ國民ノ協力
ヲ求メラレル前ニ提トシテ、國民ノ代表
タル代議士ト眞ニ一體トナツテ、其ノ
對策ヲ進メル雅量ヲナゼ御示シナラ
ナイノカ、我々ハ色々ナ具體策ヲ持ッ
テ居リマス、而モ之ヲ行フモノハ政府
デアリマス、生活保護法ノ問題ノ如キ
モ、厚生省ノ事務官ノ幾人カ、説明ニ
廻ル程度デハ、末端ノ民生委員ヤ國民
ニ立法ノ眞精神ヲ徹底セシムルコトハ
不可能ダト考ヘマス、法ハ飽クマデ
片ノ文字ニ過ギナイ、法律ハ民主的ニ
活用スル手段トシテハ、其ノ立法審議
ニ赤心ヲ込メテ審議會人ノ協力ヲ求メ
ルコトコソ、最善ノ近道ダト信ジマス
(拍手)私ノ知ル範圍ニ於テハ、引揚者
對策ニ付テ、議會側カラハ絶エズ政府
ニ向ツテ協議ヲ持チ掛ケテ居リ
マスケレドモ、幾多熱意ヲ有セラル、
先輩同僚議員諸君ノ中デ、政府カラ誠
意ヲ以テ相談ヲ受ケ、或ハ意見ヲ求メ
ラレタ議員ハ一人モナイト斷言シテ憚
リマセヌ(拍手)斯クノ如キコトデ、國
民ノ協力ヲ要求セラル、根據果シテア
リヤト言ハザルヲ得マセヌ、之ニ付テ
ハ、引揚者更生ニ最モ密接ナ關聯ヲ有
セラル、厚生大臣ノ御所見ヲ御伺ヒ致
シタイノデアリマス、以上ヲ以テ私ノ
緊急質問ヲ終リマス(拍手)

○國務大臣(河合良成君) 只今小柳議
員カラ非常ニ熱烈ナル御質問ヲ受ケマ
シタガ、此ノ引揚援護ノ問題ニ付キマ

シテ、色々國情ニ制セラレマシテ思フ
ヤウニ參ラヌノハ、私ト致シマシテモ
甚ダ慚愧ニ堪ヘヌ次第デアリマス、出
來ルダケ皆サンノ御鞭撻ヨリモ先ニ、
先手々々トヤリタイ心ハ持ツテ居リマ
スケレドモ、中々實ハ思フヤウニ任セ
マセヌ、併シヤリマス、必ズ心魂ヲ甦
メテヤル決心ヲ持ツテ居リマス、ソレ
デ大體此ノ問題ニ付キマシテ、色々關
係筋カラノ指示モアリマス、全體ノ生
活保護ト云フモノニ付テ、平等ノ態度
ヲ執ツテ行カナクチヤナラヌト云フ風
ノ指示モ受ケテ居リマス、是ハ生活保
護法ニ於テモ、皆サン御承知ノコトト
思フノデアリマス、併シ更ニ考ヘマス
レバ、是ハ生活保護ト云フコトハ、一
通り落付イテ、サウシテ生活が出来ヌ
場合ノ生活保護デアリマスカラ、先ヅ
外國カラ「リニクサック」一ツデ、
子供ノ手ヲ引イテ歸ツタト云フ人ニ對
シマシテハ、先ヅ定著ヲサセルト云
フコトハ、火事場ニ於テ火事ニ遭ツ
タ人ニ特別ノコトヲスルト同ジ意味ノ
コトデアリマス、先ヅ定著ヲサセテ、
サウシテ其ノ上ニ於テ平等ト云フコト
ヲ考ヘナケレバナラヌモノナリト、私
共ハ考ヘテ居リマス（拍手）其ノ線ニ
沿ウテ、何トカ一ツ茲ニ新展開ヲヤリ
タイト云フ考ヘデ居リマス、ソレカラ
色々此ノ實行方法——何ヤルカト云
フ具體的ナ問題ニ付キマシテ、只今御
指示モアリマシタ、又日夜私共其具體
案ヲ練ツテ居リマス、ソレデ一番大キ
イ問題ハ、只今御指摘ノ預貯金等ヲ第
一封鎖ニスル問題デアリマス、此ノ問
題ハ何トカヤツテ實ヒタイモノダト思
ヒマスケレドモ、財政ノ關係モアリマ
スルシ、色々協議ヲシナケレバナラヌ
點モアルト思ヒマス、此ノ點ニ付キマ

シテハ、何レ大藏大臣カラ何分ノ御話
ガアルコトト思ヒマス
ソレカラ其ノ次ニ考ヘマスルノハ、
越冬準備ノ問題デアリマス、殊ニ夜具ノ
問題デアリマシテ、此ノ夜具ハ、只今
統計會ニ夜具、毛布ト云フモノガ相當
巨量ニアリマス、是ハ何トカ至急ニ廻
シテ、越冬準備ニ間ニ合セタイ、勿論
數百萬ト云フモノハゴザイマセヌガ、
セメテ一家族一組ナリト、何トカシテ
ヤリタイト云フコトニ具體的ニ今考慮
シツ、アル所デアリマス、ソレカラ只
今マデ三億五千萬圓ノ金ヲ以テ、整所
道具、衣類ト云フモノヲ分配シテ居リ
マス、是ハ相當ノ程度ニ進行シテ居リ
マス、是ハ勿論續イテヤツテ行ク積リ
デアリマスガ、此ノ外ニ越冬準備ノ用
意ヲスルト云フコトヲ只今具體的ニ考
ヘテ居リマス

ト云フ線ニ沿ツテ考慮シテ居リマス、
尙ホ引揚團體ニ對スル援助其ノ他ノコ
トニ付テモ考慮致シマス、又色々此ノ
引揚援助事業ニ付テハ、引揚者ヲ中ニ
入レテ、サウシテ體驗ヲ持ツタ人ヲ以
テヤツテ貰フツコトヲ指示シテ居
リマス

倒ナノデアリマス、其ノ面倒ナ名残リ
カ、今度極々簡單ニ、二人カ三人共同
シテ借りリ人ガオ互ヒニ保證スレバ、
ソレデ宜イシヤト云フ新シイ方式ガマ
ダ徹底致シマセヌノデ、之ヲ出來ルダ
ケ早ク徹底サセルコトヲ苦慮シテ居ル
次第デゴザイマス

ノ制當ガ非常ニ少額デアル、ソナモ
ノヲ借りテモ致シ方ガイカラ、同盟
ヲシテ借りナイコトニシタト云フ御話
モ承リマシタガ、是ハ厚生大臣カラモ
言ハレタヤウニ、以前ノ過渡的處置ト
致シマシテ、比較的少額ナ資金ガ出マ
シタ、ソレノ誤リデアリマシテ、今同
ハ全國ニ於テハ兎ニ角十億圓ノ資金ヲ
是ガ爲ニ貸出スコトニナツテ居リマス
カラ、相當ニ廻ハルモノト考ヘテ居リ
マス、尙ホ引揚者諸君等ノ團體ニ於テ、
何等カノ事業ヲ起ストカ、或ハ又個人
ニ於キマシテモ、或ル事業ヲ起シマス
トカ云フ場合ニハ、單ニ庶民金庫バカ
リデハナク、其ノ事業ニ對シテハ他ニ
金融ノ途ガアル譯デアリマス、例ヘバ
先般御決議ヲ願ヒマシタ復興金融庫
ト云フヤウナモノカラデモ、事業ニ對
シテハ金融ガ出來ル譯デアリマスカラ
ラ、ドウカ然ルベキ事業ヲ早ク起サレ
ル所マデ漕ぎ付ケルヤウニ御願ヒ致
シ、又我々モ努力致シタイト考ヘテ居
リマス、ソレカラ引揚者諸君ノ預貯金
ノ問題デアリマスガ、是ハ御承知ノ如
キ事情ニ依リマシテ、或ル時期マデニ
内地ノ金融機關ニ送金サレタモノハ、
或ル程度ノ支拂ガ認めラレテ參リマシ
テ、是ハ今回金融機關ノ再建整備ヲ致
ス場合ニ、一般ノ内地國民ノ預貯金ト
同ジヤウニ取扱ヒマシテ、解決致シタ
イト考ヘテ居リマス、然ルニ或ル時期
以後ニ漸ク内地ノ金融機關ニ到達シタ
モノ、若シハ金融機關ニ到達セズニ
途中ニアリマシタモノ、或ハ現地ニ於
テ日本ノ官憲ニ預ケタモノト云フヤウ
ナ種類ノモノガ、未解決デ殘ツテ居リ
マシテ、是モ解決ヲ非常ニ急イデ居ル
譯デ、政府トシテハ日々ソレニ苦心ヲ
シテ居ル譯デアリマスガ、遺憾ナガラ

シテハ、何レ大藏大臣カラ何分ノ御話
ガアルコトト思ヒマス
ソレカラ其ノ次ニ考ヘマスルノハ、
越冬準備ノ問題デアリマス、殊ニ夜具ノ
問題デアリマシテ、此ノ夜具ハ、只今
統計會ニ夜具、毛布ト云フモノガ相當
巨量ニアリマス、是ハ何トカ至急ニ廻
シテ、越冬準備ニ間ニ合セタイ、勿論
數百萬ト云フモノハゴザイマセヌガ、
セメテ一家族一組ナリト、何トカシテ
ヤリタイト云フコトニ具體的ニ今考慮
シツ、アル所デアリマス、ソレカラ只
今マデ三億五千萬圓ノ金ヲ以テ、整所
道具、衣類ト云フモノヲ分配シテ居リ
マス、是ハ相當ノ程度ニ進行シテ居リ
マス、是ハ勿論續イテヤツテ行ク積リ
デアリマスガ、此ノ外ニ越冬準備ノ用
意ヲスルト云フコトヲ只今具體的ニ考
ヘテ居リマス

ソレカラ住宅ノ問題デアリマスガ、
是ハ私ノ所管デアリマセヌガ、ドウ
シテモ引揚者ニ對シテ住宅ヲ與ヘナク
チヤ、生活保護ニ缺クルコトニナリマ
スカラ、是ハ私共カラ復興院ニ向ツテ、
具體的方法ノ實行ヲヤツテ貰フツコトヲ
只今考ヘテ居リマス

其ノ次ニ第四番目トシマシテ、隣組
其ノ他ノ隣保扶助ノ方法ニ付テ、特別
ナ方法ハナイカト云フコトニ苦慮シテ
居リマス、ソレカラ其ノ次ノ問題ト致
シマシテハ、援護事業ノ遂行、各地ノ
府縣ガ直接ニヤリ、或ハ色々援護會ニ
於テヤツテ居ル援護事業ノ普及ニ付キ
マシテハ、是非官憲制度ヲ實行シテ、
ソレニ依ツテ資金ヲ得テ貰フツコトヲ
進メタイ積リデ居リマス

最後ニ議員各位ノ此ノ問題ニ對スル
御協力ハ、固ヨリ是ハ願ハナクチヤナ
ラスコトデアリマシテ、私共ノ方ノ惡
カッタ所ハ將來氣ヲ付ケマシテ、十分
各位ノ御協力ヲ得テヤリタイト云フ考
ヘデ居リマス

（國務大臣石橋湛山君登壇）
○國務大臣（石橋湛山君） 只今ノ問題
ニ付キマシテハ、厚生大臣カラ御答ヘ
シタコトデ、全般的ニハ盡キテ居ルト
存ジマス、唯一、二附加ヘマシテ私カ
ラ御答辭申上ゲマス

其ノ一ツハ庶民金庫ノ問題デアリマ
スガ、是モ只今厚生大臣カラ大體ノコ
トハ申上ゲマシタ、實情左様ナ譯デア
リマスガ、是ハ昨朝モ、實ハ私ハ庶民
金庫ノ主腦者ニ來テ實ヒマシテ、十分
其ノ打合せヲシ、ソレカラ從來ドウシ
テ色々苦情ガアルヤウナ結果ニナツ
テ居ルカト云フ實情モ確カメマシタ、
庶民金庫トシテハ非常ニ苦心ヲシテヤ
ツテ居ルノデアリマスガ、今厚生大臣
カラ言ハレタヤウニ、マダ新シイ、今
度ノ金融ヲ始メマシテカラ實ハ時日ガ
比較的短カイモノデアリマスカラ、十
分ニ末端ノ窓口マデガ動イテ居ラスト
云フコトヲ確カメマシテ、是ハモウ最
近ニ於テハ相當ノ活動ヲスルト云フ見
込ガ立ツテ居ルコトヲ知リマシタノ
デ、左様御承認ヒタイノデアリマ
ス、先般引揚者ノ方々カラ御話ガアリ
マシタ時ニ、庶民金庫ノ金融ハ、府縣

ハハ私ノ所管デアリマセヌガ、ドウ
シテモ引揚者ニ對シテ住宅ヲ與ヘナク
チヤ、生活保護ニ缺クルコトニナリマ
スカラ、是ハ私共カラ復興院ニ向ツテ、
具體的方法ノ實行ヲヤツテ貰フツコトヲ
只今考ヘテ居リマス

其ノ次ニ第四番目トシマシテ、隣組
其ノ他ノ隣保扶助ノ方法ニ付テ、特別
ナ方法ハナイカト云フコトニ苦慮シテ
居リマス、ソレカラ其ノ次ノ問題ト致
シマシテハ、援護事業ノ遂行、各地ノ
府縣ガ直接ニヤリ、或ハ色々援護會ニ
於テヤツテ居ル援護事業ノ普及ニ付キ
マシテハ、是非官憲制度ヲ實行シテ、
ソレニ依ツテ資金ヲ得テ貰フツコトヲ
進メタイ積リデ居リマス

最後ニ議員各位ノ此ノ問題ニ對スル
御協力ハ、固ヨリ是ハ願ハナクチヤナ
ラスコトデアリマシテ、私共ノ方ノ惡
カッタ所ハ將來氣ヲ付ケマシテ、十分
各位ノ御協力ヲ得テヤリタイト云フ考
ヘデ居リマス

（國務大臣石橋湛山君登壇）
○國務大臣（石橋湛山君） 只今ノ問題
ニ付キマシテハ、厚生大臣カラ御答ヘ
シタコトデ、全般的ニハ盡キテ居ルト
存ジマス、唯一、二附加ヘマシテ私カ
ラ御答辭申上ゲマス

其ノ一ツハ庶民金庫ノ問題デアリマ
スガ、是モ只今厚生大臣カラ大體ノコ
トハ申上ゲマシタ、實情左様ナ譯デア
リマスガ、是ハ昨朝モ、實ハ私ハ庶民
金庫ノ主腦者ニ來テ實ヒマシテ、十分
其ノ打合せヲシ、ソレカラ從來ドウシ
テ色々苦情ガアルヤウナ結果ニナツ
テ居ルカト云フ實情モ確カメマシタ、
庶民金庫トシテハ非常ニ苦心ヲシテヤ
ツテ居ルノデアリマスガ、今厚生大臣
カラ言ハレタヤウニ、マダ新シイ、今
度ノ金融ヲ始メマシテカラ實ハ時日ガ
比較的短カイモノデアリマスカラ、十
分ニ末端ノ窓口マデガ動イテ居ラスト
云フコトヲ確カメマシテ、是ハモウ最
近ニ於テハ相當ノ活動ヲスルト云フ見
込ガ立ツテ居ルコトヲ知リマシタノ
デ、左様御承認ヒタイノデアリマ
ス、先般引揚者ノ方々カラ御話ガアリ
マシタ時ニ、庶民金庫ノ金融ハ、府縣

ハハ私ノ所管デアリマセヌガ、ドウ
シテモ引揚者ニ對シテ住宅ヲ與ヘナク
チヤ、生活保護ニ缺クルコトニナリマ
スカラ、是ハ私共カラ復興院ニ向ツテ、
具體的方法ノ實行ヲヤツテ貰フツコトヲ
只今考ヘテ居リマス

其ノ次ニ第四番目トシマシテ、隣組
其ノ他ノ隣保扶助ノ方法ニ付テ、特別
ナ方法ハナイカト云フコトニ苦慮シテ
居リマス、ソレカラ其ノ次ノ問題ト致
シマシテハ、援護事業ノ遂行、各地ノ
府縣ガ直接ニヤリ、或ハ色々援護會ニ
於テヤツテ居ル援護事業ノ普及ニ付キ
マシテハ、是非官憲制度ヲ實行シテ、
ソレニ依ツテ資金ヲ得テ貰フツコトヲ
進メタイ積リデ居リマス

最後ニ議員各位ノ此ノ問題ニ對スル
御協力ハ、固ヨリ是ハ願ハナクチヤナ
ラスコトデアリマシテ、私共ノ方ノ惡
カッタ所ハ將來氣ヲ付ケマシテ、十分
各位ノ御協力ヲ得テヤリタイト云フ考
ヘデ居リマス

（國務大臣石橋湛山君登壇）
○國務大臣（石橋湛山君） 只今ノ問題
ニ付キマシテハ、厚生大臣カラ御答ヘ
シタコトデ、全般的ニハ盡キテ居ルト
存ジマス、唯一、二附加ヘマシテ私カ
ラ御答辭申上ゲマス

其ノ一ツハ庶民金庫ノ問題デアリマ
スガ、是モ只今厚生大臣カラ大體ノコ
トハ申上ゲマシタ、實情左様ナ譯デア
リマスガ、是ハ昨朝モ、實ハ私ハ庶民
金庫ノ主腦者ニ來テ實ヒマシテ、十分
其ノ打合せヲシ、ソレカラ從來ドウシ
テ色々苦情ガアルヤウナ結果ニナツ
テ居ルカト云フ實情モ確カメマシタ、
庶民金庫トシテハ非常ニ苦心ヲシテヤ
ツテ居ルノデアリマスガ、今厚生大臣
カラ言ハレタヤウニ、マダ新シイ、今
度ノ金融ヲ始メマシテカラ實ハ時日ガ
比較的短カイモノデアリマスカラ、十
分ニ末端ノ窓口マデガ動イテ居ラスト
云フコトヲ確カメマシテ、是ハモウ最
近ニ於テハ相當ノ活動ヲスルト云フ見
込ガ立ツテ居ルコトヲ知リマシタノ
デ、左様御承認ヒタイノデアリマ
ス、先般引揚者ノ方々カラ御話ガアリ
マシタ時ニ、庶民金庫ノ金融ハ、府縣

ハハ私ノ所管デアリマセヌガ、ドウ
シテモ引揚者ニ對シテ住宅ヲ與ヘナク
チヤ、生活保護ニ缺クルコトニナリマ
スカラ、是ハ私共カラ復興院ニ向ツテ、
具體的方法ノ實行ヲヤツテ貰フツコトヲ
只今考ヘテ居リマス

其ノ次ニ第四番目トシマシテ、隣組
其ノ他ノ隣保扶助ノ方法ニ付テ、特別
ナ方法ハナイカト云フコトニ苦慮シテ
居リマス、ソレカラ其ノ次ノ問題ト致
シマシテハ、援護事業ノ遂行、各地ノ
府縣ガ直接ニヤリ、或ハ色々援護會ニ
於テヤツテ居ル援護事業ノ普及ニ付キ
マシテハ、是非官憲制度ヲ實行シテ、
ソレニ依ツテ資金ヲ得テ貰フツコトヲ
進メタイ積リデ居リマス

最後ニ議員各位ノ此ノ問題ニ對スル
御協力ハ、固ヨリ是ハ願ハナクチヤナ
ラスコトデアリマシテ、私共ノ方ノ惡
カッタ所ハ將來氣ヲ付ケマシテ、十分
各位ノ御協力ヲ得テヤリタイト云フ考
ヘデ居リマス

（國務大臣石橋湛山君登壇）
○國務大臣（石橋湛山君） 只今ノ問題
ニ付キマシテハ、厚生大臣カラ御答ヘ
シタコトデ、全般的ニハ盡キテ居ルト
存ジマス、唯一、二附加ヘマシテ私カ
ラ御答辭申上ゲマス

其ノ一ツハ庶民金庫ノ問題デアリマ
スガ、是モ只今厚生大臣カラ大體ノコ
トハ申上ゲマシタ、實情左様ナ譯デア
リマスガ、是ハ昨朝モ、實ハ私ハ庶民
金庫ノ主腦者ニ來テ實ヒマシテ、十分
其ノ打合せヲシ、ソレカラ從來ドウシ
テ色々苦情ガアルヤウナ結果ニナツ
テ居ルカト云フ實情モ確カメマシタ、
庶民金庫トシテハ非常ニ苦心ヲシテヤ
ツテ居ルノデアリマスガ、今厚生大臣
カラ言ハレタヤウニ、マダ新シイ、今
度ノ金融ヲ始メマシテカラ實ハ時日ガ
比較的短カイモノデアリマスカラ、十
分ニ末端ノ窓口マデガ動イテ居ラスト
云フコトヲ確カメマシテ、是ハモウ最
近ニ於テハ相當ノ活動ヲスルト云フ見
込ガ立ツテ居ルコトヲ知リマシタノ
デ、左様御承認ヒタイノデアリマ
ス、先般引揚者ノ方々カラ御話ガアリ
マシタ時ニ、庶民金庫ノ金融ハ、府縣

ハハ私ノ所管デアリマセヌガ、ドウ
シテモ引揚者ニ對シテ住宅ヲ與ヘナク
チヤ、生活保護ニ缺クルコトニナリマ
スカラ、是ハ私共カラ復興院ニ向ツテ、
具體的方法ノ實行ヲヤツテ貰フツコトヲ
只今考ヘテ居リマス

其ノ次ニ第四番目トシマシテ、隣組
其ノ他ノ隣保扶助ノ方法ニ付テ、特別
ナ方法ハナイカト云フコトニ苦慮シテ
居リマス、ソレカラ其ノ次ノ問題ト致
シマシテハ、援護事業ノ遂行、各地ノ
府縣ガ直接ニヤリ、或ハ色々援護會ニ
於テヤツテ居ル援護事業ノ普及ニ付キ
マシテハ、是非官憲制度ヲ實行シテ、
ソレニ依ツテ資金ヲ得テ貰フツコトヲ
進メタイ積リデ居リマス

最後ニ議員各位ノ此ノ問題ニ對スル
御協力ハ、固ヨリ是ハ願ハナクチヤナ
ラスコトデアリマシテ、私共ノ方ノ惡
カッタ所ハ將來氣ヲ付ケマシテ、十分
各位ノ御協力ヲ得テヤリタイト云フ考
ヘデ居リマス

（國務大臣石橋湛山君登壇）
○國務大臣（石橋湛山君） 只今ノ問題
ニ付キマシテハ、厚生大臣カラ御答ヘ
シタコトデ、全般的ニハ盡キテ居ルト
存ジマス、唯一、二附加ヘマシテ私カ
ラ御答辭申上ゲマス

其ノ一ツハ庶民金庫ノ問題デアリマ
スガ、是モ只今厚生大臣カラ大體ノコ
トハ申上ゲマシタ、實情左様ナ譯デア
リマスガ、是ハ昨朝モ、實ハ私ハ庶民
金庫ノ主腦者ニ來テ實ヒマシテ、十分
其ノ打合せヲシ、ソレカラ從來ドウシ
テ色々苦情ガアルヤウナ結果ニナツ
テ居ルカト云フ實情モ確カメマシタ、
庶民金庫トシテハ非常ニ苦心ヲシテヤ
ツテ居ルノデアリマスガ、今厚生大臣
カラ言ハレタヤウニ、マダ新シイ、今
度ノ金融ヲ始メマシテカラ實ハ時日ガ
比較的短カイモノデアリマスカラ、十
分ニ末端ノ窓口マデガ動イテ居ラスト
云フコトヲ確カメマシテ、是ハモウ最
近ニ於テハ相當ノ活動ヲスルト云フ見
込ガ立ツテ居ルコトヲ知リマシタノ
デ、左様御承認ヒタイノデアリマ
ス、先般引揚者ノ方々カラ御話ガアリ
マシタ時ニ、庶民金庫ノ金融ハ、府縣

ハハ私ノ所管デアリマセヌガ、ドウ
シテモ引揚者ニ對シテ住宅ヲ與ヘナク
チヤ、生活保護ニ缺クルコトニナリマ
スカラ、是ハ私共カラ復興院ニ向ツテ、
具體的方法ノ實行ヲヤツテ貰フツコトヲ
只今考ヘテ居リマス

其ノ次ニ第四番目トシマシテ、隣組
其ノ他ノ隣保扶助ノ方法ニ付テ、特別
ナ方法ハナイカト云フコトニ苦慮シテ
居リマス、ソレカラ其ノ次ノ問題ト致
シマシテハ、援護事業ノ遂行、各地ノ
府縣ガ直接ニヤリ、或ハ色々援護會ニ
於テヤツテ居ル援護事業ノ普及ニ付キ
マシテハ、是非官憲制度ヲ實行シテ、
ソレニ依ツテ資金ヲ得テ貰フツコトヲ
進メタイ積リデ居リマス

最後ニ議員各位ノ此ノ問題ニ對スル
御協力ハ、固ヨリ是ハ願ハナクチヤナ
ラスコトデアリマシテ、私共ノ方ノ惡
カッタ所ハ將來氣ヲ付ケマシテ、十分
各位ノ御協力ヲ得テヤリタイト云フ考
ヘデ居リマス

（國務大臣石橋湛山君登壇）
○國務大臣（石橋湛山君） 只今ノ問題
ニ付キマシテハ、厚生大臣カラ御答ヘ
シタコトデ、全般的ニハ盡キテ居ルト
存ジマス、唯一、二附加ヘマシテ私カ
ラ御答辭申上ゲマス

今日マダ種々ノ關係ヲ以テ解決ヲ致シ得ナカッタ譯デアリマス、只今大蔵省ニ於テハ、一切ノソレ等ノ金銀ニ關スル引揚者ノ資金ヲ調査致シマシテ、一括シテ之ニ解決ヲ與ヘタイト存ジマシテ、今頻リ其ノ方法ヲ講ジテ居ル次第デアリマス、併シ先般是モ引揚者ノ團體ノ諸君カラ御話ガアリマシタヤウニ、相當多額ノ金額デアリマシテ、假令今同ノ國民ノ一般ノ預金ト同ジヤウニ、最高限一萬五千圓ト云フ所デ以テ處理致スト致シマシテモ、恐ラク百億圓以上、百數十億圓ノ財源ヲ要スルノデアリマス、其ノ財源ヲ如何ニスルカト云フコトモ、只今政府トシテハ苦心ヲ致シテ居ル次第デアリマス、更ニ財源等ニ付テハ、改メテ議會ノ御協賛ヲ經ナケレバナラヌ時期ガアラウト存ズル次第デアリマス、其ノ點ハ今日カラ御合ミヲ願ヒタイノデアリマス、斯様ナ譯デ極力努力ヲ致シテ居リマシテ、厚生省トモ絶エズ連絡致シテ居リマス、次第デアリマスカラ、十分トハ行キニクイ譯デアリマセウガ、大體御希望ノ趣旨ニ副ヒマシテ、近ク解決ノ緒ガ開カレモト考ヘテ居ル次第デアリマス(拍手)

【國務大臣(男爵幣原喜重郎君登壇)】
○國務大臣(男爵幣原喜重郎君) 只今小柳君ノ御質問中、私ニ對スル部分モアリマシタノデ、一言私カラモ御答ヘ申上ゲマス、外地ヨリノ復員者其ノ他ノ引揚ニ付キマシテハ、ドウカ一日モ速カニ其ノ歸國ヲ完了シ、日夜其ノ無事ヲ祈願シテ居リマス、家庭ニ歸ツテ、再ビ樂シイ生活ヲ營ムコトガ出來マスルヤウニ、我々ハ此ノ援護者ノミナラス、國民全體ト共ニ之ヲ祈ツテ居ル次第デアリマス(拍手) 今議會ニ於

キマシテ、此ノ問題ニ關スル累次ノ論議ガアリマシテ、又今小柳君ヨリ眞情ヲ籠メテノ御質問ガアツタノデアリマス、洵ニ私ハ御尤モニ考ヘテ居リマス、政府トシテハ、此ノ國民ノ願意ニ叶ヒマスルヤウニ、聯合軍當局ニ對シテハ毎度懇請ヲ致シテ居ルデアリマス、其ノ點ハ終戰ノ初メ頃ニ於キマシテハ、四箇年モ掛カルデアラウト豫期サレテ居リマシタ復員者其ノ他ノ歸還者、一箇年ヲ以テ終了スル見込ガ立ツタノデアリマス、又聯合軍當局者ニ於キマシテハ、只今丁度御指摘ニナリマシタル如ク、沖繩、「フィリピン」並ニ中部太平洋方面ヨリノ歸還者、之ヲ年内ニ引揚ヨリスルト云フ具體的ノ計畫ヲ發表致シタノデアリマス、其ノ他ノ南方ノ諸地域ニ於キマシテモ、是等ノ人々ノ引揚並ニ其ノ現地ニ於ケル待遇ノ改善ニ付キマシテハ、聯合軍ノ各方面ニ於キマシテ、出來ルダケノ好意ヲ表シ、同情アリ理解アル態度ヲ執ツテ居ルデアリマス、昨二十六日ノ新聞ノ發表ニ依リマス、聯合軍總司令部ノ發表スル所ニ依リマスレバ、「ソ」聯ノ管轄區域、即チ千島並ニ「サガレン」ヲ含ム「ソ」聯ノ管轄區域、並ニ「ソ」聯ノ領土ニ居リマスル日本人ノ引揚問題、是ノ全體ニ關シテ、直チニ聯合軍總司令部「ソ」聯ノ官憲トノ關ニ交渉ヲ開始スルノ用意ガアルト云フコトヲ申シテ居リマス、尙ホ是等ノ人々ヲ歸還セシムル爲ニ東「シベリヤ」ノ一ツノ港ヨリハ毎月一萬人乃至一萬五千人、又南「サガレン」ノ一ツノ港ヨリハ八千人乃至一萬人ト云フモノヲ毎月歸還セシムル準備ヲ整ヘ用意ガアルコトヲ申シテ居リマシテ、而モソレハ來月ヨリ直チ

ニ開始ヲスルト云フコトデアリマス(拍手)是等ノ、洵ニ好意ナル態度、聯合軍總司令部ノミナラス、「ソ」聯當局ニ於キマシテ、斯カル態度ヲ執ツテ呉レマシタコトニ付キマシテハ、私ハ國民諸君ト共ニ深ク感謝ヲシナケレバナラヌト考ヘルノデアリマス(拍手)尙ホ今後は是等ノ復員者ノ歸還ニ付キマシテハ、之ヲ受入レル準備ニ付キマシテ、復員應ニ於キマシテハ出來ルダケノ用意ヲ致ス積リデアリマス、復員應ノ是等ノ事務ニ當ツテ居リマスル人々ハ、全ク犧牲的ノ精神ヨリ、自分ノ昔ノ戰友ヲ思フ眞心カラ、實ニ親切丁寧ニ是等ノ業務ニ當ツテ居ルデアリマス、是等ノコトハ、私ハ毎日見テ居リマシテ、如何ニモ感動セザルヲ得ナイノデアリマス

終リニ萬里ノ異境ニ今尙ホ殘留致シテ居リマシテ、甚ダ困難ナル服務ヲ致シテ居ル人ガ尙ホ相當ニアリマスルコトニ付キマシテ、洵ニ私ハ心ヲ痛メテ居ルデアリマスルケレドモ、是ハ餘リ長イ間デヤアリマセス、本年中ニハ何レモ歸ツテ來ル譯デアリマスルカラ、此ノ際斯ウ云フ人々モ、ドウカ自重シテ其ノ時期ノ來ルコトヲ待タレンコトヲ、私ハ此ノ席上ヨリ希望スル次第デアリマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 小柳君、宜シウゴザイマス
○小柳富太郎君 總理大臣ノ答辭ヲ御願ヒ致シマス
【國務大臣(吉田茂君登壇)】
○國務大臣(吉田茂君) 在外同胞引揚ノ狀況ニ付テハ、只今幣原國務大臣カラ詳細説明ガアリマシタガ、ソレニ補足致シマシテ、私ガ今日接受致シマシタ報告ニ依ツテ附加ヘマスガ「イギ

リス」政府ニ於テハ、「シンガポール」附近ノ日本ノ在住者、捕虜其ノ他ノ狀況ニ付テ、特ニ沼田中將ヲ派遣シテ、在留民其ノ他ノ生活狀況ヲ取調ベサシタサウデアリマス、沼田中將ハ「ビルマ」其ノ他マデ出張ヲシテ、巨細ニ日本在留民或ハ日本兵等ノ生活狀況ニ付テ取調ベタサウデアリマスガ、其報告ニ依リマス、生活狀態ハ良好デアル、又食糧其ノ他ノ救護ニ至ツテモ、相當ナコトヲ致シテ居ツテ、遺憾ナ點ハ認メラレナイ、又醫藥、病院其ノ他ノ設備ニ付テモ、相當ナ設備ガ出來テ、大體満足スベキ狀況ニアルト認メラレ、又在留民等ノ本國ヘノ通信ハ、一箇月一回許サル、コトニナツテ居リ、又在留民其ノ他ノ姓名等ノ詳細ニ至ツテハ、更ニ近ク日本政府ヘ「マツカーサー」司令部ヲ通ジテ報告ヲスルト云フコトノ通知ニ接シマシタ、又只今御話ノ、海外同胞引揚者若シクハ在外同胞ノ家族等ノ保護、救護等ニ付テハ、政府モ常ニ非常ニ焦慮ヲシ、注意ヲ拂ツテ居リ、又適當ナ施策ヲセンシテ焦ツテ居ルコトハ、只今厚生大臣等カラ御話ヲ通リデアリマスガ、併シ此ノ問題ヲ獨リ政府ダケノ手ニ於テスルト云フコトハ趣意ガ徹底シナイト云フ御意見ハ、御尤モデアリマス、又政府ト致シマシテモ、近ク議會、新聞其ノ他ノ機關ニ呼ビ掛ケテ、海外引揚同胞ノ救護ノ爲ニ國民運動ヲ展開シテ、サウシテ其ノ趣意ガ國民ニ徹底致スヤウニ圖リタイト、今折角考慮致シテ居リマス、此ノ段御報告致シマス(拍手)

○小柳富太郎君 總理大臣以下、洵ニ懇切ナル御答辭ニ對シテ衷心感謝ヲ致シマス、唯住宅問題ニ付テ復興院ノ御

説明ノナカッタコトヲ遺憾ニ思ヒマスガ、之ヲ以テ質問ヲ打切りマス

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際日程第四ヲ繰上ゲ上程シ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス
○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセスカ
【異議ナシト呼ブ者アリ】
○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、政府ハ此ノ議事日程變更ニ同意セラレマシタ、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ、一日程第四、科學技術の振興に關する決議案ヲ議題ト致シマス、提出者ノ趣旨ヲ明カシマス
提出者有馬英二君

第四 科學技術の振興に關する決議案(議案機軸) 序外十三名提出
科學技術の振興に關する決議案 連かに荒廢せる國土を復興し、新事態に應ずる産業を確立して國民生活を安定せしむるは、平和國家建立の先決條件である。宜しく科學技術の新たな振興を圖り、その活用によつて國土の狭少、資源の貧困等の惡條件を克服するとともに、國民勞働生産力を飛躍的に増大せしめ、建設に、生産に、その新しき方向に副へる最高の速度と最善の能率を發揮して、内は國民をして急速に缺乏と不安より脱脚せしめ、外は世界の文化と經濟に貢獻し得るの途を開き、仍つて以てわが民族が將來國際社會の一員として、猜疑なく、嫉視なく、相互の信頼と愛敬に立脚する明朗公正なる修交交通を營み得るに至らん

正なる修交交通を營み得るに至らん

ことを期すべきである。今やわが國が産業經濟の未曾有の一大整理再編成を行はんとするに當り、萬一にもその根幹となるべき科學技術を忘れ、再び舊態依然たる低廉賃銀、過剩勞働にその基礎を求めが如き安易に流れることありとすれば、民族の復興と、平和の高度文化國家建設の希望は、遂に失はれるであらうことを惧れるのである。然るにわが實情は如何であるか、産業の新たな分野開拓に今こそ腕を揮はしむべき生産技術者の半は、職を失つて巷に彷徨し、科學技術教育は終戦とともに廢止の如く棄てて顧みられず、世界の科學研究機關へ資金を斷たれてその運営に懐惱してゐるのである。政府は茲に深く思を致し、わが科學技術振興のため左の諸政策を早急に確立實踐せられんことを望んで熄まない。

一、國內各種研究所の統一的整備と劃期的充實

二、科學研究費の飛躍的増額

三、行政の合理的科學的分化と科學技術者の行政權要面への任用

四、科學技術教育の刷新強化と國民生活科學化の促進

五、科學技術者活用の強化、特に海外歸還技術者の活用措置

六、新産業分野開拓のための綜合的科學技術知能動員

右決議する。

〔有馬英二君登壇〕

○有馬英二君 只今上程サレマシタ科學技術の振興に關する決議案ニ付キマシテ、其ノ趣旨辯明ヲ致シマス、先ヅ第一ニ決議文ヲ朗讀致シマス

科學技術の振興に關する決議

速かに荒廢せる國土を復興し、新事態に應ずる産業を確立して國民生活を安定せしむるは、平和國家建立の先決條件である。宜しく科學技術の新たな振興を圖り、その活用によつて國土の狭小、資源の貧困等の惡條件を克服するとともに、國民勞働生産力を飛躍的に増大せしめ、建設に、生産に、その新しき方向に副へる最高の速度と最善の能率を發揮して、内は國民をして急速に缺乏と不安より脱却せしめ、外は世界の文化と經濟に貢獻し得るの途を開き、仍つて以てわが民族が將來國際社會の一員として、猜疑なく、嫉視なく、相互の信頼と愛敬に立脚する明朗公正なる修交通商を營み得るに至らんことを期すべきである。今やわが國が産業經濟の未曾有の一大整理再編成を行はんとするに當り、萬一にもその根幹となるべき科學技術者を忘れ、再び舊態依然たる低廉賃銀、過剩勞働にその基礎を求めが如き安易に流れることありとすれば、民族の復興と、平和の高度文化國家建設の希望は、遂に失はれるであらうことを惧れるのである。然るにわが實情は如何であるか、産業の新たな分野開拓に今こそ腕を揮はしむべき生産技術者の半は、職を失つて巷に彷徨し、科學技術教育は終戦とともに廢止の如く棄てて顧みられず、世界の科學研究機關へ資金を斷たれてその運営に懐惱してゐるのである。政府は茲に深く思を致し、わが科學技術振興のため左の諸政策を早急に確立實踐せられんことを望んで熄まない。

一、國內各種研究所の統一的整備と劃期的充實

二、科學研究費の飛躍的増額

三、行政の合理的科學的分化と科學技術者の行政權要面への任用

四、科學技術教育の刷新強化と國民生活科學化の促進

五、科學技術者活用の強化、特に海外歸還技術者の活用措置

六、新産業分野開拓のための綜合的科學技術知能動員

右決議する。

科學ノ振興ニ付キマシテハ、付テ本議會ニ於キマシテ、文教再建ニ關スル決議中ニ之ヲ申述ベテアルノデアリマシテ、今再び茲ニ繰返スト云フヤウナコトハ必要ガナイト思ヒマス、本日ハモゾト切實ナ、モゾト具體的ナ、サウシテ我ガ産業ノ復興上一日モ猶豫ノ出來ナイ科學技術ノ活用ニ付テ、改メテ政府ニ進言ヲシ、且ツ其ノ實現ヲ望ムモノデアリマス、即チ我ガ國民ガ只今直面シテ居リマス所ノ重要ナル諸問題ハ、焦土化シタル所ノ我ガ國土ノ復興ヲ初メト致シマシテ、七千萬ノ同胞ガ狭小ナル島國ニ押込マレテ、食糧ノ缺乏ニ困ツテ起ル所ノ飢エヲ克服シナケレバナラナイ問題、又破滅ニ陥リマシタル所ノ經濟ノ整理並ニ再編成ノ問題、又材料ヲ失ヒマシテ生産難ニ煩悶シテ居リマス所ノ工業ノ再建問題等デアアルノデアリマス、是等ノ幾多ノ難問題ヲ、何ニ依ツテ速ニ解決スルコトガ出來マセウカ、ソレハ外デモアリマセヌ、科學技術ノ急速ナル、サウシテ徹底的ナ活用デアアルノデアリマス、是レ以外ニハ、乏シキヲ變ジテ豐カニスル途、又少キヲ化シテ多トスル方法ト云フモノハナイノデアリマス

諸君、我ガ國ノ科學技術ハ、戰前ニ於キマシテ既ニ世界科學ノ水準ニ達シテ居ツタモノモ多イノデアリマス、又戰時中更ニ一段ノ飛躍ヲ遂ゲタモノガ多數ニアルノデアリマス、我ガ科學界ハ、過去半世紀ノ長キニ互ツテ、多數ノ世界的科學者ヲ世界ノ科學界ニ送ツタ誇リヲ持つテ居ルノデアリマス、我等ハ今ヤ、此ノ科學知識ト、此ノ自信ノアル所ノ技術ノ腕ヲ、或ハ農業ニ、或ハ水産ニ、或ハ建築、土木、港灣、造船、鐵道等、アリト凡ユル生産ト工業ノ面ニ活用致シマシテ、其ノ復興ヲ圖ラナケレバナラナイノデアリマス、例ヘバ米ノ増産ニ致シマシテモ、最近試驗済デアアル所ノ電熱溫床ヲ應用致シマスルコトニ依ツテ、二割位ノ増産ヲ得ルコトガ難シクナイ言ハレテ居リマス、又同じ技術ヲ芋及ビ蔬菜ニ應用致シマスルナラバ、同じく相當ノ増産ヲ得マシテ、街ニ於ケル食糧不足ト云フ聲ガナクナルデアラウト考ヘルノデアリマス、又肥料ノ面ニ於キマシテモ、我ガ國ニ絕對不足デアアル所ノ加里類ガ、溫泉ノ利用ニ依リマシテ容易ク得ラレ、其ノ年産ハ數千「トン」ニモ及ブコトガ困難デナイト考ヘラレテ、目下諸々其ノ技術ガ進メラレテ居ルコトヲ聞イテ居リマス、又水産ニ於キマシテモ、從來ノ漁撈法ニ對スル新式ノ理學的ナ方法ヲ目下下案中デアアルト聞キ及ンデ居リマス

諸君、僅カニ一、二ノ例ダケデモ、科學技術ノ徹底化ニ依リマシテ、産業ノ復興ニ福音ヲ齎スコトガ出來ルト云フコトガ分ルノデアリマシテ、之ヲ凡ユル産業面或ハ工業ノ面ニ活用致シマスルナラバ、初メテ我ガ國ノ戰後ノ經濟再建モ可能デアルト考ヘラレマス、

第一次世界大戰ノ直後、「ドイツ」ガ逸早く科學技術ヲ廣汎ニ活用致シマシテ、外國貿易ヲ促進シ、經濟ノ建直しニ成功シタコトハ隠レモナイ事實デアリマス、以テ我々ノ範トスルニ足ルデアラウト考ヘラレルノデアリマス、然ルニ諸君、敗戰ノ結果、重要ナル幾多ノ科學研究所ガ、或ハ戰災ヲ被リ、或ハ設備ノ撤廢ヲ受ケ、或ハ資金難ノ爲メ、或ハ材料ノ缺乏ノ爲ニ、今ヤ運営ヲ中止シナケレバナラナイ状態ニ立至ツテ居ルノデアリマス、彼ノ我ガ國ノ産業ノ源泉デアルト考ヘラレテ居リマス所ノ財團法人理化學研究所ノ如キモ、大半ハ戰災ノ爲ニ燒失シ、目下改組中デアリマスルガ、其ノ復興ハ容易デハナイラシク、洵ニ憂慮ニ堪ヘナイモノガアルノデアリマス、又産業界所屬ノ有名ナ研究機關モ、財閥ノ解體等ノ爲ニ、或ハ壊滅ノ状態トナリ、然ラザルモノモ、資金ノ調達困難ノ爲ニ憊シテ居ルノデアリマス、政府ノ本年度ノ計上ニ依ル所ノ科學研究補助費ハ、僅カニ三千八百萬圓餘ニシカ過ぎナイノデアリマシテ、之ニ依リマスルト、到底満足ナ科學研究ガ行ハレナイト考ヘラレル、更ニ技術者自身ニ付テ申上ゲマスルナラバ、研究所ノ閉鎖、戰災又ハ縮小ニ依リマシテ、或ハ海外カラノ歸還ニ依リマシテ、大凡二千名ノ技術者ガ手ヲ空シクシテ居ルト云フコトデアリマス、又實際ニ失職シテ居ル所ノ科學技術者ノ總數ハ、大凡一萬名ニ達スルト云フコトデアリマス、優秀ナ技術ヲ持つテ居ル所ノ科學技術者ノ一部分ガ、平和産業ニ其ノ技術ヲ轉用スル爲ニ、科學技術轉用協會ト云フモノヲ組織致シマシテ、其ノ一部ハ既ニ農村工業ノ方面ニ進出ヲシテ、著々ト效果ヲ

學ゲツ、アルコトハ、既ニ新聞紙上ニ報道サレテ居ル所デアリマス、政府ハ斯カル技術者ノ失業救済ノ策トシテ、速カニ農村ノ工業ヲ勃興シ、又中小工業ノ方面ニ於テ彼等ヲ活用スル方法ヲ執ラレタイト思フデアリマス、尙ホ政府ハ此ノ際内閣ニ、全科學技術研究機關ノ統率ヲ目的トスル所ノ科學技術院トモ云フヤウナ機關ヲ設置サレテ、純基礎的ノ研究ハ從來ノ通り學術振興會ニ隸屬セシメ、一方産業科學ニ屬スルモノハ、例ヘバ商工省所屬ノ全試驗所、研究所ヲ初メト致シマシテ、財團法人理化學研究所、或ハ三井、三菱、野口等々ノ財團ノ作ツテ居リマシタ財團法人研究機關、サウ云フモノ、其ノ他産業會社所屬ノ多數ノ研究機關ヲ統合サレテ、之ニ一ツノ聯盟ヲ組織セシメ、年々之ニ約三億五千萬圓位ノ研究費ヲ支出スル方法ヲ講ゼラレタイト思フデアリマス、但シ此ノ費用ノ財源抽出ニ付キマシテハ、計畫ヲシテ居リマスル所モアリマスルケレドモ、時間ノ關係上ハ省略致シマス

科學技術者ノ活用ニ關致シマシテ、是非トモ茲ニ強調スベキコトハ、科學ノ重要性ヲ鼓吹スルコトト、科學者ノ尊敬ヲ獎勵スルコトデアリマス、過去三分ノ二世紀ノ久シキ間ニ於キマシテ、我が國ノ教育方針ニ於テ、軍人崇拜第一ノ方針ヲ執ラレテ居ツタ爲ニ、遂ニ誤ツタ戰爭觀ヲ抱キ、重大ナル刻下ノ如キ災害ニ導イタコトハ、隠レモナイ事實デアリマス、今ヤ我が文部省ハ、初等及中等學校ノ教科書ニ、偉大ナル内外ノ科學者ノ功績ヲ載ヘ、又其ノ傳記ヲ編入シテ、以テ科學ガ眞理ノ探求ヲ生命トスルモノデアツテ、人類ノ文化向上ニ如何ニ絶大ナル貢獻ヲナ

スカト云フコトヲ教ヘナケレバナラナイデアリマス、斯ク科學者尊敬ノ念ヲ高メルコトニ依リマシテ、官廳並ニ社會ニ於ケル科學技術者ノ待遇ガ改善セラレ、彼等ハ甘んジテ技術ニ専念シ、以テ我が國ノ産業回復ヲ促進セシメ、更ニ輸出貿易ノ進展ヲ大ナラシメルニ違ヒナイデアリマス

〔議長退席、副議長著席〕
從來行政方面ニ於キマシテモ、科學技術者ハ特殊ノ位置ヲ與ヘラレ、多年ノ優秀ナル經驗家モ、常ニ事務家ニ壓迫セラレテ、自由ニ手腕ヲ發揮スルコトガ出来ナイ狀態ガ永ラク續イタノデアリマス、今回其ノ非ガ關係方面カラ指摘セラレタコトハ、行政方面ノ新發足ニ一大躍進ヲ與フルモノト、慶賀ニ堪ヘナイ次第デアリマス、是モ結局ハ、技術者ノ技術ノ重要性ノ認識ニ外ナラナイデアリマス、政府當局ノ一段ノ努力ヲ要望スル次第デアリマス

最後ニ、國民ノ科學教育刷新強化ヲ、家庭並ニ社會的施設ノ科學的改善ニ依ツテ圖ラシメ、是ハ文教再建ニ於キマシテモ述べタ所デアリマスルカラ、茲ニ省略ヲ致シマスルガ、此ノ點ニ付テモ十分顧慮セラレナケレバナラヌト考ヘルノデアリマス

以上ノ説明ハ、洵ニ簡單デアリマスガ、此ノ決議文ノ趣意ガ之ニ依ツテ能ク諒解セラレタコトト信ズルノデアリマス、政府ハ此ノ決議ヲ徒ラニ空文ニ終ラシメズ、直チニ採擇ヲサレ、實行ニ移サレンコトヲ切ニ要望スルモノデアリマス、以上ヲ以テ終リマス〔拍手〕

○副議長〔木村小左衛門君〕是ヨリ討論ニ入りマス、順次發言ヲ許シマス――磯崎貞序君

〔磯崎貞序君登壇〕

○磯崎貞序君 先ヅ以テ本案ニ對スル賛意ヲ表シマスル所ニ、此ノ決議ニ對シマシテ重要ナル御所見ヲ伺フノデゴザイマスカラ、總理大臣以下關係ノ閣僚ノ御出席置キヲ議長ヨリ御願ヒ致シマス、只今提案者ノ極メテ詳細ナル御説明ガアリマシタノデ、私ハ極メテ簡潔ニ、日本自由黨ヲ代表致シマシテ、本案ニ對スル賛意ヲ申上グル次第デアリマス、申上グルマデモナク、壁國三千年ノ歴史ヲ持ツテ居リマスル日本ガ、一部軍閥官僚ノ指導ニ依ツテ無謀ナル戰爭ヲ敢テナシ、遂ニ今日ノ如キ慘憺タル敗戦ノ結果ヲ招來致サセマシタコトハ、現代ニ於ケル一大痛恨事デアリマス、而モ此ノ辛苦ノ關頭ニ立チマシテ、由ツテ來ル敗戦ノ遠因ヲ調べマスルナラバ、ソコニハ經濟、思想、技術各方面ニ對シマスル日本ノ國力ノ脆弱面ヲ包藏シテ居ルノハ勿論デアリマスルガ、就中其ノ最も大イナル原因ハ、科學技術ノ缺ケテ居ツタコト云フ一事デアルト言ツテ宜シイと思ヒマス〔ヒヤヒヤ〕我々ハ今次敗戦ノ慘苦ノ中カラ、此ノ荒涼タル廢墟ノ中カラ雄々シクモ起チ上リ、日本ノ再建ハ雄々シクモ其ノ緒ニ就イテ居ルノデアリマスルガ、之ニ對シマシテ、其ノ日本再建ノ唯一無二ノ進路ハ、正ニ科學技術ノ振興ニ依タナケレバナラヌト云フコトニ盡キルト思ヒマス、由來我が日本ニ於ケル文化ハ、明治初年ノ當時、科學技術ニ於ケル眞空地帶デアツタ我ガ日本ニ、歐米ノ文化ガ經濟奔流ノ形ヲ以テ輸入吸收セラレマシタノハ事實デアリマスルガ、ソコニハ日本人ノ缺陷トシマシテ、一ニ二ニ三ニ模倣主義デアリ、追從主義デアリ、サウシタ缺陷ニ依ツテ、多クノ遺憾ナ點ヲ包藏シテ居リマ

スルノミナラズ、野ニ英才ガアリマシテモ、其ノ進學ノ門ハ極メテ窄ク、朝ニ優秀ナル「エキスパート」アリト雖モ、ソコニハ高文制度ノ柵ニ籠ツテ、法學萬能ニ依ル行政ニ依リマシテ、我ガ日本ニ於ケル科學技術ノ振興ノ上ニ、洵ニ大キナ障礙ヲ與ヘ、ソレガ爲ニ今日ノ形ニナツタ言ウテモ宜シイと思フ、我々ハ此ノ觀點カラシマシテ、凡ユル現在ノ産業ノ面ニ、教育ノ面ニ、總テノ觀點ニ、此ノ科學技術ヲ導入シテ、提案者ガ申シマシタル如ク、青少年ノ胸底ニ燃ユルガ如キ科學昂揚ノ信念ヲタギラセ、而モ眞理ノ追求、科學ノ昂揚ト云フ點ニ於キマシテ、完全ナル年所ヲ持タセテ、其ノ教育面ノ改善カラ、各家庭ノ慘憺タル生活ニ對シマシテモ科學技術ヲ導入シテ、其ノ生活水準ヲ高メルハ勿論、工業、商業、農業、各方面ニ對シマシテ、曾テアリマシタルガ如キ低賃賃賃金、或ハ過剰勞働ニ其ノ生産ノ基礎ヲ求ムルガ如キハ、根柢カラ拂拭シマシテ、此ノ科學技術ヲ根本的ニ取入レテ、其ノ生産「コス」トヲ下ゲ、飛躍的ナ増產運動ニ拍車ヲ掛ケ、由テ以テ極メテ近キ將來ニ招來サレデアラウ所ノ世界自由經濟ノ興隆ニ導サシマシテ、他ノ何レノ國家ニ對シテモ優ルトモ劣ラザル、優位ノ地位ヲ獲得セナケレバナラヌト考フル者デアリマス、此ノ觀點カラ致シマシテ、先ニ決議案ニ六項目ノ實踐要目ヲ掲ゲテ居リマスルガ、此ノ要目ヲ直チニ實踐運動ニ取入レ、而モソコニ綜合的ナ國家ノ審議委員會トモ中ニベキ形カラシマシテ、内閣ニ極メテ權威ノアル審議委員會ヲ取入レマシテ、之ニ依ツテ、爛頭焦眉ノ急ニ迫ラレテ居リマスル日本復興ノ爲ニ、科學振興ノ面ニ

重大ナル政府ノ御施策ヲ要請スル意味合カラシマシテ、只今提案サレマシタル案件ニ賛意ヲ表スル次第デアリマス〔拍手〕

○副議長〔木村小左衛門君〕 海野三朗君

〔海野三朗君登壇〕
○海野三朗君 社會黨ヲ代表致シマシテ賛成ノ意ヲ表シタイト思ヒマス、政治ニ未來性ナク、科學性ナカリシ結果、我ガ日本ハ今日ノ如キ悲惨ナ狀態ヲ現出シタノデアリマス、今日マデノ政治家ハ、科學技術ト云フモノヲ戰爭方面ニバカリ活用シテ、他ノ方面ニ之ヲ活用スルコトヲ知ラナカッタ申サザルヲ得ナイ、科學技術ハ大切デアルト、今日マデノ爲政者ハ口ヲ揃ヘテ言フケレドモ、ソコマデシカ分ツテ居ナイノデアル、然ラバ如何ニスレバ科學技術ガ振興スルノデアルカ、具體的方策ニ付テ申シマス、失禮ナガラ今日マデノ爲政者ハ殆ド無智デアツタト申サザルヲ得ナイト思フノデアリマス〔拍手〕

科學技術者ノ矜持、氣持ト云フモノガ、政治ノ上ニ反映セシメラレナカツタ所ニ最大缺陷ガアツタト思フノデアリマス、茲ニ文教ノ刷新、宗教ノ情操教育ニ關スル決議案ガ上程サレマシタ、併シナガラ國民ガ窮乏ト貧困ノ底ニ落チテ居リマシテハ、アノ決議案ハ中々其ノ效果ニ奏スルコトハ遠イト思フノデアリマス、茲ニ我ガ日本ニ於キマシテハ、食糧ニ付テ非常ナ危機ガゴザイマシタ、ソレハ「マッカーサー」司令官ノ深甚ナル御同情ニ依ツテ、此ノ難關ヲ切抜ケマシタ、同時に議員ハ感謝決議文ヲ贈リマシタ、併シナガラ諸君、我ガ日本人ハ年々感謝決議ヲスルコトガ

重大ナル政府ノ御施策ヲ要請スル意味合カラシマシテ、只今提案サレマシタル案件ニ賛意ヲ表スル次第デアリマス〔拍手〕

○副議長〔木村小左衛門君〕 海野三朗君

〔海野三朗君登壇〕
○海野三朗君 社會黨ヲ代表致シマシテ賛成ノ意ヲ表シタイト思ヒマス、政治ニ未來性ナク、科學性ナカリシ結果、我ガ日本ハ今日ノ如キ悲惨ナ狀態ヲ現出シタノデアリマス、今日マデノ政治家ハ、科學技術ト云フモノヲ戰爭方面ニバカリ活用シテ、他ノ方面ニ之ヲ活用スルコトヲ知ラナカッタ申サザルヲ得ナイ、科學技術ハ大切デアルト、今日マデノ爲政者ハ口ヲ揃ヘテ言フケレドモ、ソコマデシカ分ツテ居ナイノデアル、然ラバ如何ニスレバ科學技術ガ振興スルノデアルカ、具體的方策ニ付テ申シマス、失禮ナガラ今日マデノ爲政者ハ殆ド無智デアツタト申サザルヲ得ナイト思フノデアリマス〔拍手〕

科學技術者ノ矜持、氣持ト云フモノガ、政治ノ上ニ反映セシメラレナカツタ所ニ最大缺陷ガアツタト思フノデアリマス、茲ニ文教ノ刷新、宗教ノ情操教育ニ關スル決議案ガ上程サレマシタ、併シナガラ國民ガ窮乏ト貧困ノ底ニ落チテ居リマシテハ、アノ決議案ハ中々其ノ效果ニ奏スルコトハ遠イト思フノデアリマス、茲ニ我ガ日本ニ於キマシテハ、食糧ニ付テ非常ナ危機ガゴザイマシタ、ソレハ「マッカーサー」司令官ノ深甚ナル御同情ニ依ツテ、此ノ難關ヲ切抜ケマシタ、同時に議員ハ感謝決議文ヲ贈リマシタ、併シナガラ諸君、我ガ日本人ハ年々感謝決議ヲスルコトガ

重大ナル政府ノ御施策ヲ要請スル意味合カラシマシテ、只今提案サレマシタル案件ニ賛意ヲ表スル次第デアリマス〔拍手〕

○副議長〔木村小左衛門君〕 海野三朗君

決シテ能デハゴザイマセヌ(拍手) 日本人自ラノ頭ニ依ツテ、此ノ途ヲ開カナケレバイナク、ナリデアリマス(ヒヤヒヤ)拍手然ラバ日本人ノ頭腦ハドウデアルカト申シマス、其ノ科學性ニ於テ、今日マデ決シテ世界ノ人達ニ劣ツテ居ル頭腦ハゴザイマセヌ、ソレハ過去五十年ノ歴史ニ徴シテモ明カデアリマス、世界の一流ノ學者ヲ科學界ニ送ツテ居ル事實ガ、之ヲ證明シテ居ルノデアリマス(拍手)何故ニ然ラバ此ノ科學ガ日本ニハ行ハレナカッタト申シマス、歐米ニ比シテ水準ガ低イ、其ノ低イノ何故デアルカ、研究ノ民主化、科學技術ノ民主化ガ出來テ居ナカッタカラデアリマス(拍手)茲ニ深く思ヒヲ致シマス、科學技術者タル私共ガ黨派ヲ超エテ、今日日本ノ現狀ト將來トヲ默視スルコトガ出來ナイデ、文化日本ノ建設ニハ科學技術ノ振興以外ニ途ハ斷ジテナイト云フコトヲ茲ニ申スノデアリマス、新國ノ切換モノノ出シ方ニ依ツテ經濟ハ復興スルモノデハアリマセヌ、産業ノ裏付ケガナケレバナラナイ、其ノ産業ノ裏付ケハ何ニアリマスカ、科學技術ノ振興以外ニ絕對ニ途ハナイノデアル、是ハ全國ニアリマス所ノ數百萬ノ科學技術者ノ、國ヲ思フ熱血ノ迸リデアリマス、幸ヒニ議員各位ノ御理解ト御同情トニ依リマシテ、上程スルニ至リマシタコトハ、數百萬同志ト共ニ深く感謝感激措ク能ハザル所デアリマス

ガナイカ、ソレノ研究ニ向ツテ何ガ故ニ歩ヲ進メナイカ、科學ノ神祕ノ扉ヲ何故ニ開カウトシナイノデアアルカ、之ヲ私ハ思フノデアリマス、昔花咲翁ノ嘶ガゴザイマシタ、灰ヲバツト撒イタダケデ木ニ花ガ咲イタト云フ話ガアリマス、私ハ此ノ肥料デアリマスガ、一握リノ粉ヲバツト撒イタダケデ、今日D.D.T.ノ殺菌劑ト等シク、田ニ向ツテバツト風ノマニノソレヲ撒イタダケデ、ソレガ田ニ入レバ非常ニ有效ナル肥料ト化スル、今マデノ肥料ノ數十倍、數百倍ノ偉力ノアル所ノ化學肥料ヲ、ナゼ科學者ヲシテ研究セシメナイカト思フノデアリマス、又電熱デアリマスガ、二間四方ノ苗代ニ電熱ヲ利用致シマスレバ、年ニ二毛作ガ出來ル地方ガ必ズ出テ來ルノデアリマス、ソレハ雪ガ解ケル前カラ苗代ヲ温メテ置クノデアリマス、サウシマスレバ、苗ハズンノ成長スル、ソレヲ雪解ケト同時ニ田ニ植付ケル、サウシマスルト、二百十日ノ嵐ト云フモノヲ巧ク切抜ケラレルノデアル、尙ホソコニ幾多ノ技巧ノ技術ガ要リマスカ、幾多ノ技巧致シマス同時ニ稻ヲ刈ツテシマフ、刈ツテシマツタ跡ニ、直グ又苗代ニヤツテ置キマシタ苗ヲ植付ケルト云フコトニ致シマス、年ニ二毛作ヲヤレル所ノ地方ガ、日本ニハ必ズアルト云フコトヲ私ハ申上ゲテ置キマス(拍手)

在來ノ「ワイヤ・ロープ」ノ強サヨリモ、二十倍乃至數十倍ノ強サヲ得テ居ルノデアリマス、サウ致シマス、在來ノ「ワイヤ・ロープ」ノ二十分の一乃至數十分の一ノ材料デ以テ、同じ機械力ヲ發揮セシメルコトガ出來ルノデアリマス、私ハ天産ニ恵マレザル我が日本ニ於キマシテハ、ドウシテモ其ノ方面ニ進ムベキモノデアルト思フノデアリマス、此ノ品質ノ向上ニ全力ヲ注イデ行ク、又鐵ノ問題ニ致シマス、モ「マツカーサー」司令部ノ方カラ、年間三百五十萬「トン」ノ鋼塊ノ生産ガ許サレタノデアリマスガ、若シモ生産費ガ高ク付イタノデハ、日本ノ製鐵界ハ一溜リモアリマセヌ、然ラバ如何ニシテ此ノ生産費ヲ下ゲルカ、ドウシテ世界ノ市場ト競争シ得ルカ、其ノコトハ、敗戰當時ヨリ只今マデ悲況ノドン底ニアラザルニ於キマシテモ、此ノ研究ノミハ一日モ忽セニ出來ナイコトデアルト思ヒマス、私ガ政治ノ未來性ヲ持ツテ置キタイ、科學性ヲ持ツテ置キタイト叫ブノハ、此處デアリマス(拍手)皆サン、此ノ三千八百八十萬圓ノ、過日政府ガ計上致シマシタ科學研究費ハ、日本ノ總豫算カラ見レバ、〇・〇六%ニ當ツテ居リマス、〇・〇六%ト申シマス、百圓ニ對シタツタ六錢、六錢シカ此ノ研究費ニハ向ケテ居ナイノデアル、ソレデハ研究ト云フモノハ出來ツコハアリマセヌ、研究程有力ナル資金ノ投資ハアリマセヌ、若シ資本ヲ投資シマスナラバ、此ノ研究ニ向ツテ莫大ナル資本ヲ投資シテ戴キタイ

此ノ決議案ニ掲ゲマシタ所ノ六項目、之ヲ政府ガ著實ニ、眞心ヲ籠メテ實行シテ呉レルカ否カ、ソレニ依ツテ此ノ日本ノ再建ガ早イカ遅イカ、其ノ優レタ目ニナルノデアリマス(拍手)ドウカ此ノ科學技術者ノ氣持、矜持ヲ能ク諒解セラレマシテ、科學技術者ヲ腐ラセナイヤウニ、力ガ盛リ上ガルヤウニ政治ヲヤツテ戴キタイ、ソレニハドウシテモ、此ノ掲ゲマシタ所ノ六項目ノ中ニ盛ツテアリマスコトヲ著實ニ政府ガ實行シテ戴カレルヤウ御願ヒ致スノデアリマス、同時ニ内閣ニ對シマシテハ、速カニ科學技術振興對策委員會ト云フモノヲ設置セラレンコトヲ要望致シマス、全國民ト共ニ、數百萬ノ科學技術者ト共ニ、雙手ヲ舉ゲテ此ノ決議案ニ賛成ノ意ヲ表スル次第デアリマス(拍手)

○副議長(木村小左衛門君) 鹿島透君(鹿島透君發壇) 科學技術振興ニ關スル決議案ガ上程サレマシタコトハ、洵ニ愉快デアリマス、終戰後多數ノ科學者ガ希望ヲ失ヒ、其ノ歸趨ニ迷ウテ居ル、是等ノ人々モ、定メシ此ノ決議案上程ニ依ツテ非常ナ希望ヲ懷キ、且又我が國ノ再建復興ハ、科學技術ノ活用振興ニ依ルニアラネバ到底望メナイト信ジテ居ル國民全體ノ喜ビデアルト考ヘルノデアリマス、私ハ協同民主黨ヲ代表致シマシテ、二、三ノ意見ヲ述ベテ、極メテ簡單ニ贊意ヲ表シタイト存ジマス

先程同僚議員カラモ御話ガアリマシタガ、現在ノ我が國ノ現實、即チ國土狹小、人口過剩並ニ資源ガ極メテ貧困デアル、而モ戰災ガ極メテ深刻デアル、此ノ現實ノ上ニ我が國ヲ再建スルコトハ非常ナ難カシイコトデアリマシテ、是ハ並大抵ノコトデハゴザイマセヌ、ソレニハドウシテモ我々國民ノ頭及ビ腕、言換ヘマス、其ノ優レタ科學技術ヲ活用振興スル以外ニ方法ハナイト信ズルノデアリマス、戰爭中、或ハ其ノ前カラ、相當科學研究機關ハゴザイマシタガ、現在ニ於テハ、先程モ御話ガアツタヤウニ、ソレガ或ハ戰爭ノ爲ニ破壞サレ、或ハ其ノ他ノ事情デ殆ド半休止ノ狀態ニナツテ居リマスガ、是等ノ研究所ヲ有機的、綜合的ナ考ヘノ下ニスツカリ整備致シマシテ、サウシテ今後ノ科學技術振興ノ上ニ之ヲバ有效ニ役立テルト云フコトガ、第一必要デアルト存ジマス、尙又現在ノ科學力或ハ科學技術者ハ、支離滅裂ニナツテ居リマスガ、速カニ此ノ力ヲ統合集結シテ、之ヲ活用スルコトコソ、我が國再建ノ上ニ於テ非常ニ大キナ力ヲ齎スト思フノデアリマス、果シテ此ノ點ニ付テ政府ニ適當ナ御考ヘガアルヤ否ヤ、私ハ心私カニソレヲバ危アデ居ルモノデアリマス、尙又科學技術ノ振興ニ付テハ、是カラ育ツテ行ク所ノ青少年、之ヲバ教育ヲシテ行クコトガ大事デアリマスガ、從來ノ教育ハ、私ハ科學技術振興ニ役立タナカッタ教育デアルトコトヲ感ジマス、今回教育制度其ノ他ノ再建ノ爲ニ、文教刷新委員會ガ設ケラレテ居リマスガ、ドウカ此ノ委員會ニ於テハ、本當ニ我が國ノ現實ヲ見詰メテ、而モ將來ニ對シテ遠大ナ計畫ノ下ニ、尙又此ノ科學技術ノ線ヲ大キク考ヘテ置ツテ、此ノ線ニ沿ツテ、今後ノ教育制度ナリ、或ハ其ノ内容、教育方法、教員養成等ノコトガ考ヘラレルコトヲ要望スルモノデアリマス(拍手)

次ニ科學技術ヲ本當ニ活用振興スル爲ニハ、私ハドウシテモ我が國ノ經濟體制ヲ考ヘテ行カナケレバナラヌト考ヘマス、以前ノヤウナ資本主義體

制下に於てハ、科學技術ガ、或ハ秘密主義、或ハ「セクシヨナリズム」ト云ツタヤウナ、偏頗ナ情勢ノ下ニ部分的ニ發達ハ致シマスガ、是ガ本當ニ民主化スルト云フコトハ困難デアリマス、其ノ意味ニ於テ私ハ、經濟體制ノ民主化、言換ヘマスト資本主義體制ヲ改メテ、サウシテ社會主義的ナ協同體制ニ改メテ行クト云フコトガ大事デアルト考ヘテ居リマス、ソレト共ニ、今後ノ日本ノアリ方、産業文化等ノアリ方等ニ付テモ考慮シナクチャナライ、即チ之ヲ放任シテ行ケバ、結局戰前ノヤウナ、頭ノ大キイ、手足ノ小サイ、所謂過大都市ガ出來マシテ、農村ハ全ク顧ミラレナイト云フヤウナ狀況ニナリマスノデ、此ノ際是非トモ、新シイ時代ニ即シテ國土計畫、其ノ計畫ノ下ニ於ケル地方計畫、或ハ農村計畫並ニ之ニ附帶シテ文化機關ノ地方分散、是等ノコトヲ能ク研究シテ上デ立案シマシテ、今後ノ事態ニ即スル體制ヲ執ラナクチャナライ、サウデナクテハ、折角科學技術ヲ振興致サウトシマシテモ、本當ニ民主的、或ハ地方的ナ技術ノ振興ハ出來ナイと思フデアリマス、私ハ其ノ意味デ、國土省ノ設置等ガドウシテモ必要デアルト考ヘテ居ルノデアリマスガ、日本ノ行政機構等モ色々今後變化シテ參リマセウ、ドウカ國土省ノ設置ニ付テモ、政府ニ於テ十分御考ヘヲバ御願ヒシタイと思フデアリマス

最後ニ、先程モ同僚議員カラ説明ガゴザイマシタガ、所謂科學技術ヲ活用振興スル爲ニ何等カノ機關ガ必要デアル、是ハ科學技術振興委員會デモ、或ハ科學技術審議會デモ宜シイガ、サウ云ツタモノヲ作ツテ貰ツテ、強力ニ科學技術ノ活用振興ヲ圖ツテ貰ヒタイ、尙ホ最後ニ一言申上ゲタイノハ、科學技術ノ振興ハ、決シテ上ノ方カラ之ヲ唯指圖スルノミデハ振興致シマセス、ヤハリ國民ノ生活ノ上ニ立ツタ國民運動トシテ起ラナクテハナライ、其ノ意味ニ於キマシテ、國民ノ生活ヲ新事態ニ應ズルヤウニ合理化シ、科學化スル所ノ一大國民運動ガ、今回ノ新憲法ノ趣旨普及徹底ノ大運動ト共ニ行ハレルコトヲ衷心カラ希望シマシテ、私ノ賛成演說ヲ終リタイと思ヒマス(拍手)

○副議長(木村小左衛門君) 豐澤雄雄君(豊澤雄雄君登壇)
○豐澤雄雄君 私ハ今度新シク生マレマシタ國民黨ヲ代表致シマシテ、賛意ヲ表シタイと思ヒマス
科學技術ヲ振興サセナケレバナライト云フコトハ、二ツノ面カラ言ヘルト思ヒマス、現在ノ渾沌トシタ所ノ世ノ中ヲ救フ爲ニ、或ハ日本ノ將來ヲ救フ爲ニ、非常ニ大切デアルト思フノデアリマス、曾テ「フランス」革命ノ後ニ、アノ地方ガ食フニ食ナク、而モ彼等ガ食トシテ非常ニ大事デアルト思ツテ居ル所ノ牧場ニ於ケル牛ヤ羊ガ、或レ得體ノ知レナイ所ノ病氣ニ斃レルト云フヤウナコトガ起リマシタ、或ハアノ地方ノ「ビール」葡萄酒ナドガ、貧スレバ純スルト云フヤウナ關係ガ、盛ンニ腐ツタト云フ事實ガアッタ、其ノ時ニ、此ノ場面ヲ救ツタノガ、アノ有名ナ「バスツール」デアッタ譯デアリマス、又日本ニ於テモ、徳川中期以來ニ於テ、各大名ノ懷口具合ガ悪クナツタト云フヤウナ場合ニ、佐藤信淵デアルトカ、或ハ二宮尊徳ト云フヤウナヲ聘シテ、財政ノ建直シヲシタト云フ記

事ガ出テ居リマスガ、斯ウ云フヤウナモノハ、能ク仔細ニ研究シテ見マスレバ、成程政治面ニ非常ニ整ツタ政策ヲ立テ、居ツタト云フコトト、モウ一ツハ、其ノ裏面ニ非常ニ科學技術ヲ振興セシメテ、ソレガ裏付ケヲシテ居ルト云フコトガ、記録ニ殘サレテ居ルノデゴザイマス、或ハ又香川縣ノ久米榮左衛門ノコトデゴザイマスガ、高松藩ガ非常ニ貧乏シタ、サウシテ「インフレ」ガ今ノヤウニナツテ居ツタ、其ノ時ニ佐藤不老ト云フ人ハ、之ヲ救フ爲ニ、技術者久米榮左衛門ト云フ人ヲ起用シテ、アノ坂出鹽田ヲ作り、或ハ牛ノ力ニ依ツテ田圃ニ水ヲ入レルト云フヤウナ方法ヲ發見シテ、後ニハ、日本ノ大名ノ中デハ一番經濟的ニ豊カデアッタト云フコトガ殘ツテ居リマス、斯ウ云フ風ニ考ヘテ見マス時ニ、國ガ亂レテ忠臣ガ現ハレルト云フ言葉ガアリマスガ、忠臣ガ現ハレルト云フコトヨリモ、國ガ亂レタ時ニ科學技術者ガ現ハレテ、サウシテ國ヲ救フト云フコトガ、最も大事ダと思ヒマス(拍手)現在ノヤウナ、食糧増産ヲシナケレバナライト云フ時ニハ、肥料ガ要ル、肥料ハ鐵ガナカッタ出來ナイ、鐵ヲ造ルト云ツタ時ニハ、石炭ガ要ル、石炭ヲ造ルト云ツタ時ニハ、石炭ガ要ルト云フヤウナ、一ツノ循環的ナ、ザリ貧のナモノニ見ラレテ行キマスケレドモ、例ヘバ鐵「ト」造ルノニ、現在石炭ガ四「ト」要ルト云フノヲ、若シ技術ニ依ツテ、鐵「ト」造ルノニ、石炭「ト」ニ便宜イド云フ技術ガ完成シタナラバ、此ノ一聯ノ環狀帶ハ、急ニソコラブツト膨レルト云フヤウニナルと思フデアリマス、ダカラ私ハ、然ヲ申シマスレバ、此ノ際思

ヒ切ツタ救國科學技術費ト云フヤウナモノヲ計上シテ、サウシテ現在ノ科學者ヲ、丁度食糧ヲ増産スル爲ニ肥料ヲヤルヤウニ、科學者ニ研究ヲセシメルト云フコトガ、非常ニ大事デアルト思ヒマス(拍手)又將來ニ付テ我々ハ考ヘテ見マシテモ、國ガ狹ク資源ガナイ、唯アルモノハ動力ダケデアル、此ノ動力ヲ商品ニ變ヘテ外國ニ出サネバナラヌ日本ノ國ニ於テ、其ノ商品ガヨリ高イ價值ノ商品ニナルカ、或ハ今メデノヤウナ安イ商品ニ變ルカ、動力ヲ變ヘル場合ニモ、サウ云フヤウナ面ニ於テ科學技術ニ依ラナカッタナラバ、其ノ動力ヲ商品ニ變ヘル時ニ、粗末ナ商品ガ出來ルノデアリマス、又資源ノ問題ニ付キマシテモ、持タザル國カラ持テガ言ヒマシタガ、ソレハ科學技術ニ依ラナケレバナラヌト思ヒマス、例ヘバ日本ニアリ餘ル所ノ空氣デアルトカ、海水デアルトカ、サウ云フヤウナモノヲ使フ場合ニ於キマシテモ、科學技術ガ非常ニ重要ニナツテ來ルト思ヒマス、例ヘバ急坂ノ山、高イ山ガアル、而モ日本ハ世界ニ類ノナイ「モンズーン」地帯デアル、夏ハ太平洋カラ極ク激シイ雨ヲ山嶽ニ降ラシ、冬ハ大陸カラ澤山ノ雪ヲ持ツテ來ル、斯ウ云フヤウナ國ハ、國全體ヲ舉ゲテ大キナ發電工場ノ屋臺骨ヲ作ツテ居ルト言ツテモ宜イト思フデアリマス、仍テ現在六百萬「キロ・ワット」ヲ作ツテ居ル電力、ソレヲ更ニ二千萬「キロ・ワット」ニスル、或ハ發電技術ヲモット向上セシメマスナラバ、恐ラク非常ナ電力ガ出ルト思フデアリマス、其ノ電力ヲ、或ハ残りノ電力ヲ、電氣製鹽ニ使フト云フコトニナツタナラバ、一立方「メートル

ル」ニ一俵ノ鹽ガ含マレテ居ル、其ノ鹽ハ關取引デ五百圓モスル、サウ云フヤウナ鹽ニナル海水ガ、太平洋ニ滿タト漲ツテ居ルノデアリマス、或ハ其ノ残り六百萬「キロ・ワット」ノ電力ヲ以テ、空中索索ヲ固定スルトカ、水ヲ分解スルトカ、所謂電力デアルトカ、其ノ他ノ海水、空氣、斯ウ云フヤウナモノヲ商品ニ變ヘルト云フノニハ、是ハ科學技術ニ依ラナケレバナラヌト思ヒマス、故ニ日本ノ將來ヲ明ルクスル爲ニハ、資源ガナイトカ云フコトデハナクシテ、智能ガナイトカ云フコトデハナクテ來ルノダト私ハ思ヒマス、ダカラ我我ハ極力此ノ科學技術振興ニ付テ、學ツテ熱意ヲ持タナケレバナラヌト思ヒマス、日本ハ昔カラ精神美ヲ以テ誇ツテ居ツタ國デアリマスケレドモ、科學技術ヲ裏付ケナイ精神美ガ、如何ニ慘メナモノデアッタカト云フコトハ、我々ハ強ク味ハツタ譯デゴザイマス、ダカラ此ノ科學技術、其ノ面ニ裏付ケラレタ其ノ上ニ、麗ハシキ藝術ノ花ガ咲キ、旨イ宗教ノ實ガ結ベルト私ハ思フノデアリマス、其ノ爲ニモ、ドウシテモ學ツテ科學技術ヲ振興サセナケレバナライト思ヒマス、之ヲ以テ私ノ賛成演說ヲ終リマス(拍手)

○副議長(木村小左衛門君) 是ニテ討論ハ結局致シマシタ、採決致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス
〔總員起立〕
○副議長(木村小左衛門君) 起立總員、仍テ本案ハ全會一致可決致シマシタ(拍手)
○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊

急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際日
程第二ノ繰上ゲ上程シ、其ノ審議ヲ進
メラレンコトヲ望ミマス

○副議長(木村小左衛門君) 山口君ノ
動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○副議長(木村小左衛門君) 御異議ナ
シト認メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更
セラレマシタ。日程第二、林業會法
案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長
ノ報告ヲ求メマス。委員長森幸太
郎君

第二 林業會法案(政府提出)
第一讀會の續(委員長報告報告書)

一 林業會法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通り修正スベ
キモノト議決シタ因ツテコニコニ報告
スル

昭和二十一年九月二十五日

委員長 森 幸太郎

衆議院議長山崎 猛殿

〔別紙〕
林業會法案の一部を次のやうに修
正する。

第一條第二項中「木材」の下に「薪
炭」を加へる。

第九十一條に左の一項を加へる。
日本林業會は、前項の規定によ
り承繼した債務については、その
承繼に因つて得た財産の限度にお
いて、その辨済の責に任ずる。
第九十八條を第九十九條とし以下
順次繰り下げる。

第九十八條 森林法の一部を次のや

うに改正する。

第六十二條に左の二項を加へる。
組合ハ前項ノ事業ノ外左ノ事業ヲ
行フコトヲ得

一 政府ノ指示ニ基テ森林産物ノ
生産及配給ニ關スル制當

二 森林産物ノ價格統制ニ關スル
政府ノ施策ニ對スル協力

三 政府ノ指示ニ基テ森林生産ニ
必要ナル物資ノ割當

組合前項ノ事業ヲ行フコトキハ命令
ノ定ムル所ニ依リ統制規程ヲ定ム
ベシ

第七十條第二項中「第六十二條第
二項」を「第六十二條第二項及第三
項」に改め、同項第二號中「必要ナ
ル」の下に「物資ノ供給又ハ」を加へ
る。

第七十四條ノ五中「第六十三條」の
上に「第六十二條第三項第四項」を
加へる。

附帶決議
一、戰時中非常伐採ノ爲、荒廢シタ
ル林地ノ造林ヲ速ニ實行スベシ

一、林業行政機構ノ改革、森林資源
ノ培養、林野特別會計制度ノ創設
等ノ林業國策ヲ樹立スル爲、速ニ
官民合同ノ一大調査機關ヲ設置ス
ベシ

一、林産物ノ價格並ニ需給調整ニ關
シ、經濟安定本部ハ民間ノ學識經
驗者ヲ活用シ、之ガ意見ヲ採リ入
レ、官僚獨善ノ弊ヲ除去スベシ

〔森幸太郎君登壇〕

○森幸太郎君 只今議題トナリマシタ
林業會法案ニ付キマシテ、委員會
ノ經過並ニ結果ヲ極メテ簡單ニ
御報告申上ゲタイト存ジマス

本法案ハ、御承知ノ通り日本、地木ガ
解散ヲ指令サレマシタ結果、木材ノ需
給關係上、此ノ際生産者デアル所ノ森
林組合ト、林材ヲ生産致シマスル林産
組合ト此ノ兩者ヲ以テ林業會ヲ組
織シ、サウシテ此ノ時局ニ即應スルヤ
ウナ團體法ヲ、此ノ林業會法トシテ制
定セラレントスルモノデアリマス、即
チ戰争中ニ於キマシテ、我が國ノ森林
ハ、統制機關ノ爲ニ非常ナル濫伐、過
伐ガ施行サレマシテ、非常ニ荒廢ニ歸
シテ居ルデアリマシテ、今ハ國土ノ
保安上、治山治水上一日モ忽セニスベ
カラザルヤウナ狀態ニナツテ居ルノデ
アリマス、斯ウ云フ時ニ於キマシテ、
森林組合ト、林産組合ト、此ノ二ツノ
團體ニ於テ林業會ヲ組織スルト云フ此
ノ法案ニ對シマシテ、我々委員ハ十九
回ニ互ツテ會議ヲ開キ、凡ユル角度カ
ラ、此ノ森林組合ノ立場、或ハ林産業
者ノ立場、是等ノ立場ヨリ、此ノ法案
ノ内容ニ付テ檢討ヲ加ヘタノデアリマ
ス、而シテ委員會ニ於キマシテノ委員
諸君ノ御意見ハ、此ノ林業會ガ、森林
ノ所有者ト、之ヲ加工スル所ノ業者ト
ノ、所謂利害相反スルモノヲ一體トシ
テ、果シテ政府ノ企圖スル所ノ林業政
策ガ遂行シ得ラレカト云フ問題ニア
ツタノデアリマス、是ハ固ヨリ見方ニ
依ツテ利害相反スルヤウデアリマス
レドモ、自治統制ヲ強力ニ致シマシ

テ、サウシテ森林組合ハ其ノ使命デア
ル所ノ造林増植ニ力ヲ入レ、又此ノ森
林組合ト協調シテ、林産組合ハ其ノ林
材ヲ最も合理的ニ加工シテ行ク、是ハ
決シテ利害相反スルモノデハナイ、共
ニ協調シ得ラレモノデアルト云フ其
ノ氣持ヲ、政府ハ強調サレタノデアリ
マス、而シテ凡ユル角度ヨリ討議ガ加
ヘラレマシタガ、詳シクハ速記録ニ譲リ
マシテ、其ノ最も重要ナモノノ二、三
ニ付テ御報告申上ゲタイト存ジマス

此ノ第一條ニ於キマシテハ、林産物
ト云フモノヲ特ニ木材ニ限定致シマシ
テ、其ノ他ノ林産物ハ主務大臣ガ之ヲ
指定スルト云フコトニナツテ居ルノデ
アリマス、委員會ニ於キマシテハ、林
産物トシテ木材ニ次グモノハ薪炭デア
ル、此ノ重要ナル薪炭ガ林産物ニ何故
加ヘナイカト云フ御意見ガ相當ニ強ク
出タノデアリマス、政府ハ近ク薪炭モ
林産物ノ中ニ指定スル用意アリト云フ
コトヲ宣明セラレタノデアリマス、
ガ、サウ云フ意思ガアルナラバ、此ノ
際法文中ニ、木材ノ次ニ薪炭ト云フコト
ヲ明記シタガ宜カラウト云フコトニ、
大體意見ガ一致致シタノデアリマス、但
シ今日薪炭ハ、農業會ト其ノ他各關係
ノ團體ニ於テ處理サレタアルモノデア
リマシテ、是等ノ團體ト摩擦相起ヲ起
サナイヤウニ、十分ナル調停ヲ行フト
云フコトハ、是ハ政府トシテ當然執ル
ベキコトト考ヘルノデアリマス、而シ
テ法案ノ一部ヲ修正致サントスルニ當
リマシテ、林業會ハ、林産組合ト森林
組合ト併セテ出來テ居ルモノデアリ

マスガ、林産組合ハ、政府ノ指定ニ基
ク林産物ノ生産及配給ニ關スル割
當、林産物ノ價格統制ニ關スル政府ノ
施策ニ對スル協力、及ビ政府ノ指示ニ
基テ林業會ハ林産物ニ必要ナル物資ノ
割當ノ、所謂自治統制ニ關スル事業ヲ
行フヤウニナツテ居ルノデアリマス、
然ルニ林産組合ト共ニ林業會ヲ構成
スル所ノ森林組合聯合會及ビ其ノ下
部組織タル森林組合モ、是ト同様ノ
事業ヲ行ツテ居ルニ拘ラズ、又行フ
ベキニ拘ラズ、其ノ明文ガナイノデ
アリマス、之ニ對シテ政府ハ、勅令
ニ依ツテ規定スルトカ、或ハ定款ニ
依ツテ同ジ事業ヲヤラセルトカ云
フ意思デアリマシタガ、是ハハッキ
リ法文ニ入レタ方ガ宜イ、斯ウ云フコ
トニ意見ガ纏リマシタ、固ヨリ此ノ林
業會法ト云フモノハ、所謂森林組合ト
林産組合ト二ツノ建前ニ依ツテ法ノ
構成ガ出來テ居リマス、此ノ森林
組合ニ對シテ斯様ナコトヲナサシメ
ト致スナラバ、勢ヒコ、ニ森林法ノ改
正ヲシナケレバナラナイコトニナツタ
ノデアリマス、又問題トナリマシタノ
ハ、林業會ガ創立サレマシテ、日本林
業會ヲ組織致シマシタ時ニ、今日ノ財
團法人日本林業會ハ解散スル、サウシ
テ此ノ財團法人日本林業會ノ權利義務
ヲ、新シク出來ル所ノ日本林業會ガ承
繼スルト云フ法文ニナツテ居ルノデア
リマス、現在ノ財團法人日本林業會ニ
對シテハ、兎角ノ批判ヲ致サレマシ
テ、其ノ事業ノ分置ヨリ見マシテ、或
ハ此ノ財團法人日本林業會ヲ承繼スル

ナラバ、若シ赤字デアッタ場合ニ、新シキ日本林業會ガ其ノ赤字マデ背負ヒ込マナケレバナラナイ、新シクコ、ニ出來ルノデアアルカラ、サウ云フ風ナモノヲ承繼スルト云フコトハイケナイデハナイカト云フヤウナ意見ガ相當アツタノデアリマス、併シ財團法人日本林業會ヲ此ノ儘打切ルコトハ、ソレガ成立致シマシタ沿革カラ考ヘマシテモ、業界ヲ混亂ニ陥レ、或ハ林業指導機構ニ動亂ヲ來スト云フヤウナ虞ガアルト云フノデアリマシテ、結局若シ赤字ガアツタナラバ、新シイ日本林業會ハ、承繼シタ財産ノ限度ニ於テ責任ヲ負フ、是ハ司法省、法制局等ノ意向ヲ質シマシテ、サウ云フ風ニスレバ宜イデハナイカ、斯ウ云フコトニ結論ヲ得タノデアリマス

斯クシテ討論ニ入ツテ、先ヅ自由黨ヲ代表シテ水口周平君ヨリ、第一條第二項中「木材ノ下ニ」新炭ヲ加ヘ、第九十一條一項ヲ加ヘ、第二項トシテ「日本林業會ハ、前項の規定により承繼した債務については、その承繼に因つて得た財産の限度において、その經濟の責に任する。」ヲ加ヘ、第九十八條ヲ第九十九條トシテ、以下順次繰リ下ゲ、第九十八條トシテ「森林法の一部を次のやうに改正する」ト云フコトニ

致シタノデアリマス、即チ第六十二條に左の二項を加へる。

組合ハ前項ノ事業ノ外左ノ事業ヲ行フコトヲ得

- 一 政府ノ指示ニ基ク森林産物ノ生産及配給ニ關スル制當
- 二 森林産物ノ價格統制ニ關スル政府ノ施策ニ對スル協力
- 三 政府ノ指示ニ基ク森林生産ニ必要ナル物資ノ制當

組合前項ノ事業ヲ行フトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ統制規程ヲ定ムベシ第七十條第二項中「第六十二條第二項」を「第六十二條第二項及第三項」に改め、同項第二號中「必要ナル」の下に「物資ノ供給又ハ」を加へる。

第七十四條ノ五ノ中ニ「第六十三條」ノ上ニ「第六十二條第三項第四項」ヲ加ヘルト云フ修正意見、及ビ次ノ如キ附帶決議ヲ提案セラレマシタ、之ニ對シテ進歩黨ノ平野增吉君ヨリ、右ノ修正及ビ附帶決議ニ對スル賛成意見ヲ述ベラレ、特ニ附帶決議ノ急速ナル實現ヲ要望セラレタノデアリマス、其ノ附帶決議ヲ申上ゲマス

附帶決議

- 一、戰時中非常伐採ノ爲、荒廢シタル林地ノ造林ヲ速ニ實行スベシ
- 一、林業行政機構ノ改革、森林資源

ノ培養、林野特別會計制度ノ創設等ノ林業國策ヲ樹立スル爲、速ニ官民合同ノ一大調査機關ヲ設置スベシ

- 一、林産物ノ價格並ニ需給調整ニ關シ、經濟安定本部ハ民間ノ學識經驗者ヲ活用シ、之ガ意見ヲ採リ入レ、官僚獨善ノ弊ヲ除去スベシ
- 此ノ三ツノ附帶決議ニ對シテ、殊ニ第二、第三ニ對シテハ、其ノ速カナル實現ヲ要望セラレタノデアリマス、次ニ氏原一郎君ハ、社會黨ヲ代表シテ、修正意見並ニ附帶決議ニ賛成セラレマシタ外ニ、更ニ第九條第一項第三號ニ、「都道府縣ノ區域を地區とする林業の労働組合」ヲ加ヘ、關聯條文ヲ修正スル意見ガ提出サレマシタ、次デ協同民主黨ノ香川兼吉君ハ、第一條第二項ニ薪炭ヲ加ヘルコトニ反對デアアルコト、及ビ附帶決議ニ、山岳砂防、溪谷砂防ヲ全面的ニ強化スベキ一項ヲ加ヘル意見ヲ述ベラレタノデアリマス、其ノ他ノ點ニ付テハ賛成ヲセラレマシタ、無所屬ノ伊藤實雄君ハ、自由黨ノ修正意見及ビ附帶決議、更ニ社會黨ノ修正意見ニモ同意デアアルト述ベラレテ賛成セラレタノデアリマス、ソコデ先ヅ第一條第二項中ノ修正動議ニ付キ採決ヲ行ヒマシタ所、賛成者多數ニテ可決

致シ、社會黨ノ修正動議ハ少數ノ爲メ否決、第九十一條第二項ヲ加ヘル修正、第九十八條ヲ第九十九條トシテ以下順次繰下ゲテ、第九十八條トシテ、先ニ述ベタ條文ヲ加ヘル修正動議ハ、議員ノ贊成ヲ得テ可決致シマシタ、附帶決議モ大多數ヲ以テ可決、附帶決議ニ一項ヲ附加スル協同民主黨ノ動議ハ、少數ノ爲メ否決ニナリマシタ、更ニ修正部分ヲ除ク他ノ部分ニ付テハ、政府原案ノ通り議員ノ贊成ニ依ツテ可決セラレタ次第デアリマス

最後ニ私ハ、財産税ノ賦課ニ付テ今日マデ財産税ノ課税法ガ發表サレテ居リマセスケレドモ、若シ今傳ヘラレル所ノ意味ニ於テ此ノ財産税ヲ林業ノ上加算シテ參リマス、五十萬圓一時ニ拂込ヲ致ス場合ニ於テハ、五十萬圓以上ノ課税ノ場合ニ、其ノ財産ハ「ゼロ」ニナルノデアリマス、又其ノ都度木ヲ賣ツテ納稅致シマス場合ニ於テハ、九十萬圓以上ハ「マイナス」トナルノデアリマス、詰リ財産税ノ目的ハ、其ノ實モ親モ子モスツカリ取上ゲテモ尙ホ足ラナイト云フヤウナ課税トハ、全然其ノ課税ノ目的ガ違ツテ居ルノデアリマシテ、此ノ點ニ付テ大藏當局ノ意見ヲ質シタノデアリマス、大藏當局ハ、財産税課税ニ付テハ、財産税中立

木ニ付テ一項ヲ設ケテ、立木ヲ賣ル場合ニハ、財産税ノ多クナラナイヤウ大イニ考慮ヲ致シテ居ル、未ダ全貌ヲ發表スル時期デハナイガ、其ノ點ニ付テハ十分ニ考慮シテ、近ク財産税ノ中ニ是ハ發表致ス、斯ウ云フコトヲ言明致シタノデアリマス、又日本、地木ガ、戰爭中官權、軍權ヲ背景ト致シマシテ、隨分亂暴狼藉ヲ働イタ部分モ、場所ニ依ツテハアルノデアリマス、今回ノ林業會法ニ於テ、林業會ヲ組織シテ居ル林産組合ガ、日本、地木ノ生レ變リト同ジヤウナコトヲ繰返スヤウナコトガアツテハ、森林組合ト致シマシテ非常ニ迷惑スルノデアアルカラ、サウ云フ風ナコトノ絕對ナイヤウニ、政府トシテハ取締リヤウニ注意ヲ致シタノデアリマス、又森林行政ノ根本ヲ立直サナケレバナラナイ、今回ノ林業會法ニ於テキマシテハ、到底森林業ノ全體ニ互ツテノ行政ヲ考ヘルコトハ出來得ナイ程ノ、非常ニ不十分ナル方策デアリマス、所謂森林法ト今回ノ林業會法等ニ依ツテハ、到底林業行政ヲ全面的ニ考ヘラレスノデアリマシテ、政府カラハ、本法案ハ暫定的デアアル、近キ將來ニ於テ林業行政ノ根本的ナ立直シヲシテ、議會ニ提案スルコトニ致シタイト云フ言明ヲ得タノデアリマス、

又先程申シマシタ日本、地木ト同弊タ
ラザルヤウ、十分ナル監督指導ヲ致シ
タイ、斯様ニ政府ハ特ニ説明ヲ加ヘタ
ノデアリマス

以上ガ此ノ林業會法案ニ對スル委員
會ノ經過並ニ其ノ結果デアリマス、ド
ウゾ詳細ニ互リマシテハ速記録ニ依ッ
テ御承知ヲ願ヒタイト存ジマス、何卒
満場一致ノ御賛成ヲ希望致シマス（拍
手）

○副議長（木村小左衛門君） 本案ノ委
員長報告ハ修正デアリマスカラ、討論
ハ便宜上第二議會ニ於テナスコトト致
シマス、本案ノ第二議會ヲ開クニ御異
議アリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○副議長（木村小左衛門君） 御異議ナ
シト認メマス、仍テ本案ノ第二議會ヲ
開クニ決シマシタ

○山口喜一郎君 直チニ本案ノ第二議
會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○副議長（木村小左衛門君） 山口君ノ
動議ニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○副議長（木村小左衛門君） 御異議ナ
シト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二
議會ヲ開キ議案全部ヲ議題ト致シマ
ス、討論ニ入りマス——の場金右衛門君

林業會法案

第二議會

〔の場金右衛門君登壇〕

○の場金右衛門君 私ハ協同民主黨ヲ
代表致シマシテ、只今上程セラレマシ
タ林業會法案ニ付キ、委員長ノ報告ニ
ナリマシタル第一條第二項ニ薪炭ヲ加
ヘル修正案ニ對シテハ、反對ヲ致スモ
ノデアリマス、即チ本法第一條ニ於テ、
政府ノ原案ハ林產物ヲ定義シテ、「林產
物とは、木材その他森林から產出する
物で主務大臣の指定するものをいふ。」
ト規定シテ居ルノデアリマス、木材以
外ノモノハ、主務大臣ノ指定スル場合、
林產物トシテ本法ニ依リ取扱ハレル
モノデアリマス、然ルニ今本法案ニ薪
炭ヲ加入致シマスコトハ、唯單ニ林業
ナル名目ニ拘泥致シマシテ、農山村ノ
實情ヲ無視スルモノデゴザイマス（拍
手）木炭ノ生産ニ付キマシテハ、八〇
％ハ農家ノ副業生産デアリマス、山村
或ハ山邊ニ近キ農村ハ、概シテ其ノ耕
地ガ狹小デアリマス、隨テ耕作面積モ
亦狹イノデ、農耕ノコトバカリデハ農
業經營ガ成立致シマセヌ、又單ニ山林
ノ事業、即チ製炭ヲ推挙ヤ或ハ林業勞
務ダケデモ、其ノ生活ガ出來マセヌノ
デ、農耕ノコトニ從事シツ、山林勞

務——薪炭、推挙其ノ他竹林、節裁培
等ヲ併セ行フコトニ依リマシテ、初メ
テ其ノ經營ガ辛ウジテ成立ツノデアリ
マス、而シテ漸ク生活ガ出來ルノガ實
情デアリマス、故ニ古クヨリ農村指導
ノ術ニ挑ハツテ居リマスル農業會——
從前ノ産業組合又ハ農會ハ、其ノ使命
トシテ農山村ノ指導ニ當リ、農業經營
ノ一部トシテ製炭ノコトヲ教ヘ、道ナ
キ山ニ道路ヲ開鑿シ、山床ニ貯炭ノ小
屋ヲ作り、驛ヤ港ニ倉庫ヲ建テ、原木
購入代ヤ、薪打ち其ノ他ノ資金ノ融通
ヲ致シ、而シテ從來山ヲ食ヒ物ニスル
資本家、惡商人ノ搾取ヨリ、農山村ノ
人ヲ救ツテ參ツタノデゴザイマス（拍
手）即チ農業會トシマシテハ、其ノ會
員デアリマス農業者ノ生産スル薪炭ニ
付テハ、生産ヲ指導シ、奨励ヲ致シ、
保護シツ、是ガ搬出ノコトヨリ、積
出、輸送ノコトマデ一切ノコトニ努力
シツ、アルノデアリマス、隨テ多年ノ
經驗ニ依リマシテ、農業會ガ薪炭ノ取
扱ヲナシマスコトハ、増産ヲ圖ル上ニ
於テモ、又配給ノ圓滑ヲ期スル上カラ
モ、最モ適當デアリ、當然ノコトデア
リマス、此ノコトハ政府當局モ十分ニ認
識サレテ居リマシタノデ、深く御考慮
ノ上、此ノ原案ノ如ク、薪炭ハ主務大臣
ノ指定セル場合、木材ト同様ニ林產物

トシテ取扱ヲ受ケルコトトナツテ居ル
ノデアリマス、然ルニ今此ノ原案ヲ修
正シテ薪炭ヲ挿入シマスコトハ、其ノ
取扱ガ二元的トナリマス、農業會ハ其
ノ會員ノ生産ヲ指導シ、生産物ヲ處理
スルコトハ當然ノコトデアリ、其ノ任務
デアリマス、而シテ事業製炭者ノ方ハ、
之ヲ林業會ガ取扱フコトニナレバ、自
然二元的ニナラザルヲ得ヌコトナル
ノデアリマス、此ノコトハ生産増強ノ
上カラモ、配給ノ圓滑ニ行フ上カラモ、
甚ダ宜シクナイ結果ヲ齎スコトハ明白
デアリマス、私共ハ委員會ニ於テ農山
村ノ實情モ十分ニ申述ベ、又政府ノ之
ニ對スル所見ヲ問ヒ質シマシタ所、政
府當局ハ私共ノ意見ト相一致致シテ居
タノデゴザイマシテ、今直チニ木炭ヲ
林業會ニ取扱ハシムルコトハ適當デナ
イ、適當ナル時期ニ指定スルコト
デアツタノデアリマス、若シモ之ヲ指
定致シマス時ニハ、今取扱ヲ致シテ居
ル農業會ノ意思ヲ尊重シテ、相談ノ上
之ヲ指定スルト言明サレタノデアリマ
ス、然ルニ今斯カル無暴ナル修正ヲナ
スコトハ、生産ハ減産トナリ、配給ハ
不圓滑トナリマス、故ニ絕對ニ反對セ
ザルヲ得ヌノデアリマス（拍手）諸君モ
以上ノ實情ヲ十分御考慮ナサイマシ
テ、日本林業ヲ發展向上サセル爲ニ、

農山村ノ福利増進ノ爲ニ、又一面薪炭
増産ノ爲ニ、需要者ニ對シ配給ヲ圓滑
ニ致シマス爲ニ、此ノ修正案ヲ取消サ
レンコトヲ切望スルモノデゴザイマス
（拍手）從來相手國ガ實質的ニ其ノ力ヲ
増強スル時ニ、我ガ國ハ唯徒ラニ形式
ニ拘泥致シマシテ、名目ニコダハリ、
機構イデリヲヤツテ居タ、其ノ結果ガ
今日ノ悲シムベキ結果ヲ生ジタノデア
リマス、今ニ至ルモ尙ホ目覺メルコト
ナク、増産ヤ配給ニ支障ノアルコトヲ
考慮セズ、名目ニ囚ハレテ斯様ナコト
ヲナスガ如キハ、政治家ノ能クノ注
意セネバナラヌコトデアルト信ズルモ
ノデアリマス、我々ハ斷乎反對致スモ
ノデゴザイマス（拍手）

○副議長（木村小左衛門君） 是ニテ討
論ハ終局致シマシタ、採決致シマス、
本案ノ委員長報告ニ依リ修正ニ賛成ノ
諸君ノ起立ヲ求メマス

〔賛成者起立〕

○副議長（木村小左衛門君） 起立多
數、仍テ委員長ノ報告ニ係ル修正ハ可
決致シマシタ、其ノ他ハ原案ノ通り御
異議アリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○副議長（木村小左衛門君） 御異議ナ
シト認メマス、仍テ其ノ他ハ原案ノ
通り決シマシタ、是ニテ本案ノ第二議

會ハ終了致シマシタ

○山口喜久一郎君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○副議長(木村小左衛門君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○副議長(木村小左衛門君) 御異議ナシト認メマス、仍チ直チニ本案ノ第三讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

林業會法案 第三讀會

○副議長(木村小左衛門君) 別ニ御發議モアリマセヌ、本案ハ第二讀會議決ノ通り確定致シマシタ(拍手)

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際日程第三ヲ繰上ゲ上程シ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○副議長(木村小左衛門君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○副議長(木村小左衛門君) 御異議ナシト認メマス、政府ハ此ノ議事日程變更ニ同意セラレマシタ、仍チ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ——日程第三、蠶絲業法の一部を改正する法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長仲川房次郎君

一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長仲川房次郎君

第三 蠶絲業法の一部を改正する法律案(森幸太郎君外四名提出)

第一讀會の續(委員長報告)

報告書

一 蠶絲業法の一部を改正する法律案(森幸太郎君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通り修正スベキモノト議決シタ因ツテコ、ニ報告スル

昭和二十一年九月二十六日

委員長 仲川房次郎

衆議院議長山崎 猛殿

〔別紙〕
蠶絲業法の一部を次のやうに改正する。
第二十一條第一項中「蠶絲業者」の下に「又ハ其ノ團體」を加へる。

附則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

この法律の施行に關シ必要な規定は、勅令でこれを定める。

附帶決議

一、政府ハ本案成立ノ曉ニ於テハ、農業團體法ヲ適當ニ改正シ、養蠶

業ニ關スル事業ハ、之ヲ養蠶協同組合ニ移管スルノ措置ヲ講ズベシ

〔仲川房次郎君登壇〕

○仲川房次郎君 只今議題トナリマシタ、蠶絲業法の一部を改正する法律案ノ委員會ニ於ケル經過並ニ其ノ結果ニ付テ簡單ニ御報告ヲ申上ゲマス

本案ハ去ル二十一日ノ本會議、第一讀會ニ於テ、議長指名十八名ノ委員ニ付託サレ、二十三日委員長、理事ノ互選ヲ行ヒマシタ結果、不肖私が委員長ニ當選致シ、理事ニハ田中実司君、宮澤才吉君、林虎雄君ノ三名ヲ選任サレマシタ、尙ホ當日ハ散會後引續キ審査方針其ノ他ニ關スル協議懇談ヲ致シタノデアリマス、次ニ二十六日會議ヲ開キマシテ、先ヅ提案者森幸太郎君ヨリ本案提出理由ノ説明ヲ聴取シ、引續キ懇談會ヲ開キ、各委員ノ忌憚ナキ意見ヲ聴キマシタ所、ソレハ蠶絲業ノ重要性ヲ力説サレタノデアリマス

懇談會終了後、委員會ヲ再開シ、提案者並ニ政府委員ニ對シ質疑ヲ行ヒマシタガ、質疑應答ノ主ナル點ヲ御紹介申上ゲマスナラバ、蠶絲五箇年計畫ノ具體的方針如何トノ質疑ニ對シマシテハ、政府委員ヨリ、目下考慮中デアアルガ、豫算ニ付テハ追加豫算ニ於テ増額ヲ要求スルコトニナツテ居ルトノ答辯

ガアリ、更ニ滿價格ノ確定ニ關スル質疑ニ關シマシテハ、適當ニ決定スベク努力スルト云フ意味ノ應答ガアリマシタ引續キ討論ヲ行ヒマシタル所、進歩黨久保傳藏君ヨリ原案ニ對スル修正動議ガ提出サレマシタ、即チ修正案ハ次ノ通りデアリマス、原案ノ第二十一條第一項ノ改正規定中「其ノ」を削る。トアルノヲ削ラナイ、尙ホ二十八條ノ二ノ挿入條項ハ之ヲ削除スルト云フノデアリマス、其ノ理由ハ、第一點

「其ノ」ヲ削ラナイト云フノハ、現行法ノ「其ノ」ヲ生カシテ置イテモ、何等原案ニ對シテハ妨ゲハナイト云フノデアリ第二點ノ第二十八條ノ二ノ挿入條項ヲ全部削除スルト云フノハ、挿入シナクとも、養蠶協同組合ハ系統的ニ運用スルコトガ出來、原案ノ目的ヲ達成セラレルト云フノデアリマス、續イテ自由黨田中実司君、社會黨柳原千代君、協同民主黨米倉達也君、國民黨小川一平君ハ、ソレハ各黨ヲ代表シテ、久保君提出ノ修正案ニ賛成ノ旨意見ヲ開陳セラレタノデアリマス、直チニ採決致シマシタル所、滿場一致修正ニ決シマシタ、續イテ協同民主黨ノ香川兼吉君ヨリ提出ノ附帶決議案、

政府ハ本案成立ノ曉ニ於テハ、農業團體法案ヲ適當ニ改正シ、養蠶業ニ關スル事業ハ、之ヲ養蠶協同組合ニ移管スルノ措置ヲ講ズベシ

此ノ案ニ付テ採決ヲ致シマシタル所、是レ亦滿場一致ヲ以テ附スルニ決シマシタ、尙ホ詳細ハ速記録ニ就テ御覽ヲ戴クコトヲ致シマシテ、簡單デアリマスガ、以上ヲ以テ報告ヲ終ルコト致シマス(拍手)

○副議長(木村小左衛門君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○副議長(木村小左衛門君) 御異議ナシト認メマス、仍チ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○山口喜久一郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り議決セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(木村小左衛門君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○副議長(木村小左衛門君) 御異議ナシト認メマス、仍チ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

蠶絲業法の一部を改正する法律案

第二讀會(確定議)

○副議長(木村小左衛門君) 別ニ御發

議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ

委員長報告通り確定致シマシタ(拍手)

○山口喜久一郎君 殘餘ノ日程ヲ延期

シ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ

望ミマス

○副議長(木村小左衛門君) 山口君ノ

動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○副議長(木村小左衛門君) 御異議ナ

シト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマ

シタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通

知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマ

ス

午後五時二分散會

定價 一部 七十錢

發行所

東京都牛込區市ヶ谷本村町
電話九段五三一〇〇
振替東京一九〇〇
印刷局
課